

令和4年9月定例会

# 中川村議会会議録

中川村議会

令和4年9月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和4年9月12日（月） 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第 1号 中川村デマンドタクシー運行に関する条例の制定について  
日程第 5 議案第 2号 中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 6 議案第 3号 中川村過疎地域持続的発展計画の変更について  
日程第 7 議案第 4号 令和3年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第 8 議案第 5号 令和3年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 9 議案第 6号 令和3年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 10 議案第 7号 令和3年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 11 議案第 8号 令和3年度中川村水道事業決算認定について  
日程第 12 議案第 9号 令和3年度中川村下水道事業決算認定について  
日程第 13 議案第 10号 令和4年度中川村一般会計補正予算（第4号）  
日程第 14 議案第 11号 令和4年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第 15 議案第 12号 令和4年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第 16 議案第 13号 令和4年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第 17 議案第 14号 令和4年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）  
日程第 18 議案第 15号 令和4年度中川村下水道事業会計補正予算（第2号）  
日程第 19 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第 20 一般質問

3番 中塚 礼次郎

- (1) 学校給食費の無償化実施について  
(2) 高齢者が安心して生活できる共生型村営住宅へのとりくみについて

5番 桂川 雅信

- (1) 熱海の土石流事件の教訓をどう活かすか（その1）  
～新たな法改正に村は早急に対応すべき  
(2) 半の沢の用地問題について  
(3) ツツザキヤマジノギク保全協議会の事業への村として取り組み強化を  
(4) 廃棄物処分場からのビスフェノールAの流出について

4番 長尾 和則

- (1) 少子化対策、子ども子育て支援について  
【若者世帯が村内へ住宅建設するインセンティブの拡充を】  
(2) 牧ヶ原台地の土地利用構想について  
【牧ヶ原台地の土地利用は中長期的な視野に立って計画を】  
(3) 生涯学習情報冊子「まなびの里」の来年度における取り扱いについて

2番 松村 利宏

- (1) 防災・減災（地区防災マップ）について  
(2) 中期的視点による人口減少対応（農業の法人化）について

出席議員（10名）

|     |       |
|-----|-------|
| 1番  | 片桐邦俊  |
| 2番  | 松村利宏  |
| 3番  | 中塚礼次郎 |
| 4番  | 長尾和則  |
| 5番  | 桂川雅信  |
| 6番  | 山崎啓造  |
| 7番  | 島崎敏一  |
| 8番  | 大島歩   |
| 9番  | 大原孝芳  |
| 10番 | 松澤文昭  |

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

|        |      |               |      |
|--------|------|---------------|------|
| 村長     | 宮下健彦 | 副村長           | 富永和夫 |
| 教育長    | 片桐俊男 | 総務課長<br>会計管理者 | 松村恵介 |
| 地域政策課長 | 眞島俊  | 住民税務課長        | 小林郁子 |
| 保健福祉課長 | 水野恭子 | 産業振興課長        | 宮崎朋実 |
| 建設環境課長 | 松澤広志 | リニア対策室長       | 小林好彦 |
| 教育次長   | 上山公丘 | 代表監査委員        | 岡田俊彦 |
| 監査委員   | 大原孝芳 |               |      |

職務のために参加した者

|        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 桃澤清隆   |
| 書記     | 座光寺てるこ |

令和4年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和4年9月12日 午前9時00分 開会

○事務局長 御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議長 おはようございます。（一同「おはようございます」）  
御参集御苦労さまです。  
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年9月中川村議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。  
ここで村長の挨拶をお願いします。

○村長 おはようございます。（一同「おはようございます」）  
中川村定例9月議会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては、御多用のところ定刻に参集いただきまして、誠にありがとうございます。  
さて、私ごとで恐縮ですが、コロナ感染症に罹患をいたしまして、10日間の自宅療養の後、9月5日から公務復帰をしました。この経過について若干説明をさせていただきます。  
8月24日の臨時会の後、少し咳が出るという症状を自覚いたしましたので、南向診療所で抗原検査を受けました。その結果、陽性が判明をいたしまして、その日から自宅療養に入ったところであります。  
当日は、副村長以下幹部職員数名と会議、また議会での議案提案を行うなど、多数の方の前で発言をいたしましたけれども、マスクを着用しての会議でございまして、居合わせた関係者の皆様は濃厚接触者に当たらないということ、とはいえ念のため抗原検査を受けていただきました。どなたも陰性で安堵をいたしましたところであります。  
自宅療養中は、翌日25日に37.6℃の発熱があったほか、3日間ほど少し咳が出る程度の状態で済みました。  
自宅療養中は、伊南行政組合議会、広域連合正副連合長会議は副村長に代理出席していただき、また課長会、香害学習会などはオンラインで会議に参加するなど、関係者の皆様に助けをいただきましたが、御心配と余分な手間をおかけしましたこと、改めておわびを申し上げます。  
もう一つ、感染症の症状は個人差があるようではありますが、症状が軽く済んだことは過去3回のワクチン接種である程度の免疫がまだ獲得できていたのではないかと考えておまして、参考にさせていただけるならば、現在4回目のワクチン集団接種を行っておるところでありますけれども、接種後の発熱等を恐れず、ぜひ接種をしていただきたいと思うところであります。  
第7波のコロナウイルス感染症のピークは過ぎたとはいえ、長野県では11日には1,075人、先週の日曜日に比べ400人ほど減少したとはいえ、中川村でも8人の方の

新規感染発表があり、依然として高い感染者数が発表されておるところであります。

小学校の大きな行事であります運動会が行われる時期ですけれども、西小学校は学級閉鎖等がありまして運動会を10月に延期せざるを得ないというように聞いております。

保育園につきましては、運動会の練習の音楽がみなかた保育園から聞こえてきますので、東小学校、両保育園とも新規感染者もなく、恐らく制限の中で運動会ができるということを願うところでございます。

4年前の9月6日でございますが、北海道厚真町を震源とする震度7の北海道胆振東部地震が発生いたしました。多くの死者、建物の損壊、道路・用排水路の寸断多数をはじめ、山塊、丘陵地の至るところで崩落箇所が発生する大惨事となったことが記憶に新しいところであります。

このときは、電力供給がうまくいかず全道にかけまして大規模停電が続くブラックアウトが起きたことも記憶に新しいところであります。

中川村と姉妹提携を結ぶ北海道中川郡中川町でありますけれども、今年8月初旬であります、北海道北西部に停滞する前線の影響で町内を流れる天塩川が氾濫寸前まで水位が上昇し、耕地が冠水するなど水害に見舞われたところへもってきて、8月11日未明に震度5弱に続き震度5強の地震が発生しました。

中川町の石垣町長に現地の地震の様子、被害などを電話でお聞きしまして、町民の皆様へのお見舞いを申し上げたところであります。

水害の後、職員は町民の避難確保、警戒態勢で不眠のところへもってきて発生しました地震対応で、疲れが残っており、奮闘しているというお話でございました。

本州中央部と北海道の北部で距離もあり、被災地の応援に行くことができませんので、お見舞金と、リンゴを職員の皆さんに食べていただくようにお送りいたしました。

変わりまして、欧州では降雨不足が過去500年間で最悪の状況となっております。一方、国土の3分の1が水没するパキスタンなど、世界各地で人々が過去に経験したことのないような異常気象、自然災害、こういったものが相次いでおります。

中国の長江流域では連日40℃を超える猛暑が続き、降雨が減り、深刻な水不足と、併せて電力不足が起きているということでもあります。

欧州でも、先ほど申しましたとおり、熱波、干ばつや暴風雨が起きまして多数の死者や農業生産を中心に経済にも大きな打撃を与えております。

日本においても6月下旬から7月初めにかけて記録的な猛暑が続き、暑さだけでなく、8月中旬にかけて東北・北陸地方を中心に記録的な大雨となりました。

四方を海に囲まれる日本は気象の変化を受けやすい国と考えておりましたけれども、今や地球全体が気候変動、気候危機に見舞われている現実を見るにつけ、自然災害に備えることのほかに気候危機に対処する行動を起こしていかなければと強く思う気象の事象が続いております。

ロシアのウクライナへの侵略が始まって6か月を経過してなお停戦、撤退がされておりません。石油、天然ガスのエネルギー供給が滞り、石油製品の値上げから始まり、

小麦をはじめとした食糧の供給不足はアフリカなど食糧を輸入に頼る国々を飢餓に陥れています。

ガソリン、天然ガスなど燃油の高騰が続き、日本でも4月から始まりました食料品の値上げは9月になっても続いております。10月は最大6,532品目の値上げが予定されていると、そういう報道もございます。

一方、政府は、9日、物価・賃金・生活総合対策本部の会議を開催しまして物価高への対応策を決めたようであります。

所得が少ない世帯——住民税非課税世帯に対してですが、へ一律で5万円の支給、9月末期限のガソリン元売価格上昇抑制補助金の12月末までの支給延長、製粉会社へ売り渡す輸入小麦価格を10月末まで据え置くこと、6,000億円のコロナ対応地方創生臨時交付金の追加枠を設け子育て世帯や中小企業等への支援を強化ということを行うとする支援内容を決定したところであります。

コロナ禍に加えまして、ウクライナ侵略が引き起こした物価高騰、エネルギー価格高騰など、経済の混乱が深刻さを増す中、村民生活の防衛、商工業者、加えて農業者の事業継続のための追加支援が求められるときにあるというふうに思っております。

さて、本議会で審議いただくこと、1つ目は中川村デマンドタクシー運行に関する新設条例の制定及び中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の2案件並びに過疎地域持続的発展計画の変更に関する1案件の合計3件の議案を審議いただくこと、2つ目に令和3年度中川村一般会計歳入歳出決算及び国民健康保険事業特別会計をはじめとします3つの特別会計の歳入歳出決算、令和3年度中川村水道事業・下水道事業の2事業会計決算、合わせまして6会計の決算を審議いただくこと、3つ目が令和4年度中川村一般会計補正予算及び国民健康保険、介護保険、そして後期高齢者医療特別会計の補正予算を審議いただくことでございます。

いずれも、前年度の繰越金が確定いたしまして、また地方交付税や補助事業などの額が確定したことに伴う予算補正でございます。

また、人権擁護委員の任期満了に伴いまして新しく委員候補の方の諮問をいたしますので、こちらにも御同意賜りますようお願いを申し上げます。

そして、最終日になりますけれども、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種関係予算と物価高騰下の村民生活防衛、事業者継続支援についての補正予算案等2議案を追加提案する考えでございます。

一般会計の歳入につきましては、特別定額給付金等国庫支出金が4億3,000万円余減少した一方、地方交付税が伸び2億4,100万円ほどやふるさと応援寄附金の大幅な増等により差引きで8,300万円の増となりました。

歳出につきましては新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金関連事業やワクチン接種事業等で1億8,000万円余など、引き続きコロナ禍に対応した特別な支出があったところであります。1人10万円の特別定額給付金4億8,000万円余の減等により歳出全体では6,000万円余の減額となったところでありますが、結果的には実質

収支は4億36万円の黒字、単年度収支も1億5,027万円余の黒字決算となったところでございます。

財政健全化判断比率は、実質赤字比率、将来負担比率は、ともに数値がありません。実質公債費比率はマイナス0.1ポイントと初めてマイナス数字となり、村の財政運営はおかげさまでおおむね良好な状況にあるという判断でございます。

各会計決算の詳細につきましては決算特別委員会において御説明いたしますが、年間の取組の到達点、成果と今後の課題も含めて、担当部署からの丁寧な説明に心がけてまいりたいと考えております。

今議会で上程いたします全ての議案につきまして、慎重な審議の上に賢明な御判断を賜りますようお願いを申し上げ、議会開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は議会会議規則第127条の規定により3番 中塚礼次郎議員及び4番 長尾和則議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長

(片桐 邦俊) それでは、過日行いました議会運営委員会について報告いたします。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日9月12日から9月30日までの19日間とするものです。

次に日程ですが、本日は議案第1号及び議案第2号の条例案件と議案第3号の一般議案について上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

議案第4号から議案第9号までの令和3年度各会計決算認定については、上程から提案理由の説明、質疑までを行い、質疑の後、特別委員会付託とさせていただきます。

議案第10号から議案第15号までの各会計補正予算については、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

その後、議会全員協議会を行います。

議会全員協議会終了後、諮問第1号の人事案件について説明、質疑、討論、採決を行います。

13日は午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

14日16日20日21日及び27日の5日間は委員会の日程とします。以上の委員会日程の中で付託案件の委員会審査をお願いします。

15日22日26日28日及び29日は議案調査とします。

最終日の30日は午後2時から本会議を行い、令和3年度各会計決算及び請願に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

追加議案等については当日の日程でお知らせし、上程から提案理由の説明、質疑、

討論、採決までをお願いする予定です。

なお、議場内においては、6月の定例会と同様、ノーネクタイ、上着自由としますので、御承知おきください。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願ひ申し上げまして、報告とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長

お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から9月30日までの19日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月30日までの19日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、御了承願います。

次に、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の状況については、報告書の写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、この件に関しては後ほど時間を取り説明を受ける予定ですので、御承知おきください。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

日程第4 議案第1号 中川村デマンドタクシー運行に関する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○地域政策課長

議案第1号 中川村デマンドタクシー運行に関する条例の制定について

議案第1号について御説明いたします。

提案理由は、村民の交通手段を確保するため、10月からNPOタクシーに代わる新たな移動手段としてデマンド型タクシーを村直営で行うための運行に関する新設条例であります。

予約制の乗り合い型車両の実証運行を10月から始めるため、運行に関する基本事項を定めるものであります。

第1条で趣旨を、第2条ではデマンドタクシーの定義を記載しております。

第3条では運行区域を定め、第5条で運行時間を定めております。運行時間は、巡回バスの運行のない昼間の時間帯を中心に午前8時から午後8時までといたします。

第6条で運行日を定め、第7条では利用対象者を、第8条では利用料金を定め、第9条には利用料の減免対象者について記載してあります。

第10条には火薬類や揮発油、危険物等の持込み者への乗車拒否について記載をしてございます。

○議 長 施行期日は令和4年10月1日からとなります。  
以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。  
説明を終わりました。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。――質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願ひます。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。  
日程第5 議案第2号 中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について  
を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
○総務課長 議案第2号について提案説明をいたします。  
例規集につきましては1巻736ページになります。  
提案理由は、中川村議会の議員へ附属機関への出席報酬を支給するため本案を提出  
するものであります。  
改正内容につきましては、第1条第2項で議会の議員が附属機関の委員及び専門委  
員を兼ねるときはその委員としての報酬は支給しない旨が規定されております。この  
第1条第2項を削除するものです。  
施行期日は公布の日から施行し、令和4年8月24日から適用いたします。  
以上、よろしく御審議をお願いします。

○議 長 説明を終わりました。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。

○議 長 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願ひます。  
〔賛成者挙手〕  
全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。  
日程第6 議案第3号 中川村過疎地域持続的発展計画の変更について  
を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
○地域政策課長 議案第3号について提案説明いたします。  
提案理由は、中川村過疎地域持続的発展計画の一部を変更するため、過疎地域の持  
続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規  
定により本案を提出するものです。  
内容につきましては、去る8月24日の全員協議会で説明させていただきましたと  
おり、本計画書の33ページにあります「1 水道施設」部分の「現況と問題点」の本  
文中に給水人口の減少等から上水道から簡易水道へ移行した旨の記載を行うものであ  
ります。  
変更前、変更後の対照表を記載してありますので、御確認ください。  
以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 説明を終わりました。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。  
お諮りします。  
日程第7 議案第4号 令和3年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第8 議案第5号 令和3年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決  
算認定について  
日程第9 議案第6号 令和3年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認  
定について  
日程第10 議案第7号 令和3年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認定について  
日程第11 議案第8号 令和3年度中川村水道事業決算認定について

日程第12 議案第9号 令和3年度中川村下水道事業決算認定について  
以上の6議案は令和3年度の決算であり関連がありますので、議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第7 議案第4号から日程第12 議案第9号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○会計管理者 決算書のほうを御用意いただければと思います。

議案第4号から議案第7号までの令和3年度各会計歳入歳出決算認定に係る決算について説明をいたします。

初めに議案第4号の中川村一般会計歳入歳出決算書からお願いします。

初めに6ページを御覧いただきたいと思います。

令和3年度の歳入総額は47億265万2,932円、歳出総額は42億4,718万5,753円です。差引き残額は4億5,546万7,197円となっています。

1ページに戻っていただき、1ページ、歳入歳出決算の款項について説明をいたします。

なお、金額につきましては1,000円単位で申し上げますので、お願いをいたします。

1款の村税は収入済額4億5,906万円で、軽自動車税以外は減収、前年度比3.5%の減となりました。

不納欠損は50万3,000円です。

また、収入未済額は871万5,000円で、村税全体の徴収率は98%となっています。

続いて2款の地方譲与税は5,529万4,000円で、前年度に比べ1.5%の増となりました。

飛びまして、7款の地方消費税交付金は1億1,32万7,000円で、前年度比8.7%の増となりました。

2ページをお願いいたします。

11款の地方特例交付金は1,262万5,000円で、前年度比711万3,000円の増でした。これは新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が増えたことによります。

12款の地方交付税は22億2,621万4,000円で、前年度比12.1%の増となりました。

14款の分担金及び負担金は1,688万7,000円で、前年度並みとなっています。

15款の使用料及び手数料は6,107万7,000円で、前年度並みとなっています。

16款の国庫支出金は4億8,549万7,000円で、前年度比4億3,178万円の減となっています。要因につきましては10万円の特別定額給付金の減によるものです。

収入未済額2,265万9,000円は令和4年度への繰越明許分になります。

17款の県支出金は3億274万4,000円で、前年度比19.8%の増になります。

収入未済額は1億3,640万1,000円で、主に災害復旧で令和4年度への繰越明許分になります。

18款の財産収入は、村営住宅の売払いがあり1,081万2,000円となっています。3ページに移ります。

19款の寄附金は9,831万9,000円で、ふるさと応援寄附金が増加し、前年度に比べ約4,000万円の増額となっています。

20款の繰入金金は1,107万4,000円で、地域づくり基金、特別運転資金私利補給基金を繰り入れています。

21款の繰越金は3億1,040万7,000円で、前年度比7,654万円の増となっています。

22款の諸収入は1億6,422万円で、リニア中央新幹線関連事業負担金や各種雑入等で、前年度に比べ1億1,059万円の増となっています。

23款の村債は3億6,500万円で、村債に係る収入未済額1億3,860万円は繰越明許によるものであります。

以上が歳入の決算概要になります。

続いて歳出について説明をいたします。

4ページをお願いいたします。

1款の議会費は支出済額5,018万9,000円で、前年度比5%の減となっています。

2款の総務費は8億9,501万2,000円で、前年度比27.3%の減となっています。ふるさと応援寄附金関連、リニア中央新幹線関連事業は増額になっておりますが、定額給付金分が減額となっています。

3款の民生費は9億2,086万6,000円で、前年度比16%の増となっています。地域活動支援センター事業や住民税非課税世帯等臨時交付金によるものであります。

4款の衛生費は2億114万2,000円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業などで前年度比20.5%の増となっています。

6款の農林水産費は3億6,053万1,000円で、前年度比16.4%の減となっています。

7款の商工費は1億5,908万9,000円で、前年度比31.3%の減。

翌年度繰越額4,032万円は飲食店事業者給付金、ふれあい体験館改修工事によるものです。

8款の土木費は4億4,873万円で、ほぼ前年度並みとなっています。

翌年度繰越額1億1,407万9,000円は道路改良事業等によるものであります。

5ページに移ります。

9款の消防費は1億2,966万5,000円で、消防団7部詰所増改築工事などによりまして34.4%の増となっています。

10款の教育費は4億5,370万9,000円で、文化センターの空調工事など文化・体育施設の改修工事等で13.4%の増となっています。

11款の災害復旧費は1億、1740万3,000円、64%の増であります。農地等災害復旧事業、林業施設災害復旧事業等が行われています。

12款の公債費は5億1,084万3,000円です。一部繰上償還を行ったことから前年度

比 31.9%の増となっています。

以上が歳出の決算概要になります。

続きまして 101 ページをお願いします。

101 ページの実質収支に関する調書をお願いします。

実質収支につきましては、3 の歳入歳出差引額 4 億 5,546 万 7,000 円から 4 の翌年度へ繰越すべき財源のうち (2) にあります繰越明許費繰越分 5,510 万 7,000 円を差し引いた 5 にあります実質収支額 4 億 36 万円というふうになりました。

歳入歳出総額は前年度に比べ歳入決算額で 1.8%増、歳出決算額で 1.4%減、繰越明許費繰越額を差し引きました実質収支額につきましては 60%の増となりました。

次に 105 ページをお願いします。

4 の基金の状況でございます。

前年度末につきましては 25 億 3,029 万 8,800 円でした。3 年度中に 2 億 7,668 万 6,000 円を積立て、1,107 万 4,000 円を取り崩しています。年度末残高につきましては 17 基金の合計で 27 億 9,591 万円、前年度比 2 億 6,561 万 2,000 円の増額となっています。

以上で一般会計のほうを終わります。

次に特別会計であります、最初に議案第 5 号の中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書をお願いします。

まず、国保 3 ページを御覧ください。

令和 3 年度の歳入総額は 4 億 5,258 万 5,782 円、歳出総額は 4 億 4,468 万 2,423 円で、差引き残額は 790 万 3,359 円です。前年度比では歳入歳出とも 1.4%の増となっています。

国保 1 ページのほうに戻っていただき、歳入であります、1 款の国民健康保険税は収入済額 9,886 万 4,000 円で、不納欠損額は 2 万 1,000 円、収入未済の滞納額は 304 万 7,000 円で、徴収率は 97%となっています。

8 款の県支出金は 3 億 1,928 万 2,000 円で、前年度比 3.2%の増となっています。

13 款の繰入金是一般会計から 2,265 万 8,000 円で、国保支払準備基金からの繰入れはありませんでした。

次に国保 2 ページの歳出をお願いいたします。

2 款の保険給付費は 3 億 1,030 万 4,000 円で、前年度比 3.4%の増となっています。

3 款の国民健康保険事業給付金は 1 億 2,146 万 1,000 円で、前年度並みとなっております。

次に国保 18 ページをお願いします。

国保 18 ページ、財産に関する調書をお願いいたします。

国保支払準備基金は、基金利子を含む 5 万円の積立てを行い、取崩しはなく、年度末残高は 2,550 万円となっています。

次に、議案第 6 号の中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

初めに介護 3 ページを御覧ください。

令和 3 年度の歳入総額は 6 億 9,910 万 3,752 円、歳出総額は 6 億 6,627 万 2,966 円で、差引き残額は 3,283 万 786 円です。前年度比では歳入歳出とも 5.2%の増となっています。

介護 1 ページに戻っていただきまして歳入であります、歳入の 1 款 保険料は 1 億 3,319 万 2,000 円で、前年度比 6.4%の増となっています。

収入未済の滞納額は 167 万 6,000 円で、徴収率は 98.8%となっています。

4 款の国庫支出金は 1 億 8,585 万 7,000 円、5 款の支払基金交付金は 1 億 6,317 万円、6 款の県支出金は 9,320 万 8,000 円で、それぞれ保険給付費と地域支援事業費に充てられています。

10 款の繰入金は一般会計から 9,007 万円で、介護給付費準備基金を取り崩しての繰入れはありませんでした。

次に、介護 2 ページの支出をお願いいたします。

2 款 保険給付費は 5 億 9,767 万 7,000 円で、前年度比 1.1%の増となっています。

5 款の地域支援事業は 3,028 万 7,000 円で、前年度比 9.3%の増となっています。

次に、介護 17 ページの財産に関する調書を御覧ください。

17 ページ、財産に関する調書であります、介護給付費準備基金は、積立てを 1,000 万円行いまして、取崩しはなく、年度末残高は 4,200 万円となっています。

次に、議案第 7 号の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書をお願いします。

まず、後期 2 ページを御覧ください。

令和 3 年度の歳入総額は 5,652 万 3,675 円で、歳出総額は 5,648 万 7,775 円で、差引き残額は 3 万 5,900 円となりました。前年度比では、歳入は 1.4%の減、歳出につきましても 1.5%の減となりました。

1 ページに戻っていただきまして歳入であります、1 款 後期高齢者医療保険料は 4,352 万 5,000 円で、前年度比 2.2%の減です。

収入未済額のマイナス 43 万円につきましては、次年度還付予定の保険料になります。

4 款の繰入金は 1,299 万 2,000 円で、全額、一般会計からとなっています。

2 ページの歳出をお願いいたします。

2 款 後期高齢者広域連合納付金は 5,599 万 5,000 円で、前年度比 1.3%の減です。

内訳につきましては、保険料負担分と医療基盤安定負担分になっております。

以上、一般会計及び特別会計 3 会計の決算の概要の説明とさせていただきます。

審査のほどよろしくお願いをいたします。

議案第 8 号 令和 3 年度中川村水道事業決算認定について説明いたします。

水道事業につきましては地方公営企業法の適用を受けておりますので、企業会計方式により処理をしています。

説明に当たり金額は 1,000 円未満切捨てで申し上げます。

まず 1 ページからの決算報告書について説明します。

○建設環境課長

1 ページの収益的収入及び支出ですが、収入の第1款 収益的収入の決算額は1億3,207万1,000円であります。

支出の第1款 収益的支出の決算額は1億1,640万4,000円であります。

2 ページであります。

資本的収入及び支出では、収入の第1款 資本的収入の決算額は174万7,000円あります。

支出の第1款 資本的支出の決算額は3,533万4,000円あります。

欄外記載のとおり、差引き3,358万7,000円の不足となりますが、消費税資本的収支調整額等で補填いたしました。

次に3ページからの財務諸表であります。起債については仮受消費税を除いた税抜き数値となっております。

損益計算書を御覧ください。

1 営業収益は8,935万4,000円、2 営業費用は1億1,022万3,000円となり、収益から費用を引いた営業利益は2,086万8,000円の損失となりました。

3 営業外収益3,440万9,000円及び4 営業外費用59万5,000円を差引きした経常利益は1,294万5,000円となりました。

その結果、当年度純利益は1,294万5,000円となりました。

また、当年度未処分利益剰余金は5億984万3,000円となりました。

続いて4ページを御覧ください。

上の表、剰余金計算書を御覧ください。

前年度末の処分後残高において資本金490万円、資本剰余金723万5,000円、減債積立金4,280万円及び未処分利益剰余金4億9,689万7,000円がありました。

損益計算書による当年度純利益の1,294万5,000円を未処分利益剰余金として処理しましたので、当年度末残高は5億6,477万9,000円となりました。

下の表、剰余金処分計算書案です。

上の表の剰余金の処分について議決を求めるものであります。

資本金、資本剰余金及び未処分利益剰余金の全てをそのまま翌年度に繰越し処理をしたいとするものであります。

続きまして5ページの貸借対照表ですが、これは令和3年度末現在の財政状態を示しています。

資産合計は12億9,752万5,000円あります。

負債合計は7億3,274万6,000円、資本合計は5億6,477万9,000円で、負債と資本の合計は資産合計と同額となるものであります。

6ページ以下は決算附属書類となります。事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を添付しましたので、それぞれお読みいただくこととしまして、決算書類の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号 令和3年度中川村下水道事業決算認定について説明いたします。

下水道事業につきましては令和2年から地方公営企業法を適用しましたので、今回は2回目の企業会計方式による決算報告となります。

まず1ページからの決算報告書について説明します。

収益的収入及び支出ですが、収入の第1款 収益的収入の決算額は2億9,682万8,000円あります。

支出の第1款 収益的支出の決算額は2億8,270万4,000円あります。

2ページの資本的収入及び支出では、収入の第1款 資本的収入の決算額は1億325万円あります。

支出の第1款 資本的支出の決算額は2億992万7,000円あります。

欄外記載のとおり、差引き1億667万7,000円の不足分は損益勘定留保資金等で補填いたしました。

次に3ページからの財務諸表ですが、記載については仮受消費税を除いた税抜き数値となっております。

損益計算書です。

1 営業収益は7,860万4,000円、2 営業費用は2億4,392万4,000円となり、収益から費用を引いた営業利益は1億6,531万9,000円の損失となりました。

3 営業外収益2億1,038万9,000円及び4 営業外費用2,869万円を差引きした経常利益は1,637万9,000円となりました。

5 特別損益及び6 特別損失を計上後の当年度純利益は1,636万1,000円となりました。

また、当年度未処分利益剰余金は3,619万2,000円となりました。

続いて4ページを御覧ください。

上の表、剰余金計算書についてですが、前年度末の処分後残高において資本金13億6,857万3,000円、資本剰余金1,662万4,000円、未処分利益剰余金1,983万1,000円がありました。

損益計算書による当年度純利益の1,636万1,000円を未処分利益剰余金として処理しましたので、当年度末残高は3,619万2,000円となりました。

下の表、剰余金処分計算書案です。

上の表の剰余金の処分について議決を求めるものであります。

資本金、資本剰余金の全てをそのまま翌年度に繰越し、未処分利益剰余金については減債積立金への積立て処理をしたいとするものであります。

続きまして5ページの貸借対照表ですが、これは令和3年度末現在の財政状況を示しています。

資産合計は46億4,007万2,000円あります。

負債合計は32億1,868万1,000円、資本合計は14億2,139万円です。

負債と資本の合計は資産合計と同額となるものであります。

6ページ以降は決算附属書類でありますので、それぞれお読みいただくこととしまして、決算書類の説明とさせていただきます。

○議長  
○代表監査委員

ここで代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。  
それでは、私と飯島監査委員のほうで決算審査を行いましたので、その意見書について報告をさせていただきます。

2ページ。  
決算審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

(1) 令和3年度一般会計歳入出決算

以下、(2)(3)(4)の特別会計、そして(5)の令和3年度各種基金運用状況について報告をいたします。

2 審査の期間

令和4年7月14日15日19日及び21日の4日間

3 審査の方法

審査に当たっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金運用状況に関する調書等について、計数の確認、関係法令に準拠して作成されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに決算資料の検証及び関係職員からの説明聴取等、必要な審査て手続をもって実施した。

第2 審査の結果

1 総括

(1) 総話意見

①審査に付された一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、誤りのないものと認めた。

②厳しい財政状況の中、健全な財政運営に配慮しつつ自立の村づくりや村民要望に応えるべく各分野における事業などの取組を着々と進めていることを評価する。

③一般会計及び特別会計3会計とも実質収支は黒字となった。うち一般会計の実質収支は4億36万円となった。

地方交付税が歳入に占める割合は47.3%となっている。

飛びます。

今後の財政運営に当たっては、事業の費用対効果を十分に検証するとともに、住民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応できるよう施策、事業を計画的に推進し、住民福祉の向上に努められたい。

(2)決算規模

一般会計は前年度に比べて歳入で8,344万1,000円の増、歳出で6,261万8,000円の減となっています。

飛びます。

一般会計と特別会計の実質収支の合計は前年度比で1億5,146万4,000円の増となっております。

今申し述べたことが右の3ページの上の表に記してあります。

(3) 財政構造の弾力性

下の表を細かくは説明いたしません、中川村における過去、現在、未来の財政状況を判断する数値ですので、折に触れ意識した財政運営をされたい。

飛びます。

4ページ。

一般会計

(1) 歳入

歳入については各科目とも収入確保に努力されていた。

村長、会計管理者のほうからも説明がありましたので、大きな増減や特出すべきことがあればここで述べていきますので、よろしくお願ひします。

①村税

ア 村税の決算額は4億5,906万1,000円で、前年度比1,678万1,000円の減と  
工 村税の徴収率は98%で、前年度比0.1ポイント徴収率が低下した。このうち滞納繰越分の徴収率は20.2%で、前年度比13.9ポイントの減となっている。

引き続き徴収率の向上に努力をされたい。

飛びます。

5ページ。

⑥国庫支出金

決算額は4億8,549万7,000円で、前年度比4億3,178万3,000円の減となっています。先ほどの説明にもありましたが、これは2年度にいろんなコロナ対策費がありましたけれども、特に特別定額給付金1人10万円等のものが3年度にはなかったことが大きな原因となっております。

⑨寄附金

決算額は9,831万9,000円で、前年度比3,994万9,000円の増となっています。ふるさと応援寄附金9,781万9,000円が主なものであります。

歳出の部でも出てまいります、大まかに言ひまして、ふるさと応援寄附金については約1億円の寄附金があり、約4,100万円の支出があったということになるかと思ひます。

交流センターという窓口も一本化できましたので、今後のさらなる成長を期待したいと思ひます。

⑩諸収入

決算額は1億6,422万円で、前年度比1億1,059万円、206.2%の増となっています。ちょっと記してありませんが、これは村内土地改良区に対してJRより負担金が3年度分として9,900万円の支払いがあったものであります。

(2) 歳出

一般会計の歳出は予算現額に対して支出済額 42 億 4,718 万 5,000 円、不用額 3 億 8,772 万 9,000 円で、予算に対する執行率は 85.1%でありました。

飛びます。

事業等については積極的、効率的に執行されており、経費節減の努力もうかがえた。

歳出について特記する意見は次のとおりであります。

#### ②総務費

キ ふるさと応援寄附金関連事業は 4,150 万 5,000 円で、前年度比 3,485 万 6,000 円、524%の増となっています。

先ほども触れましたが、約 1 億円の収入があり、約 4,000 万円の経費支払いがあったということで、村には 6,000 万円近い寄附があったということになるかと思いません。

ク リニア中央新幹線関連事業は 3,134 万 9,000 円で、前年度比 3,116 万 5,000 円、1 万 6937.5%の増となっています。小和田地区の基盤整備事業に関わるものであります。

大きく飛びます。

8 ページ。

#### ⑥商工費

ア 決算額は 1 億 5,908 万 9,000 円で、前年度比 7,241 万 7,000 円、31.3%の減となっています。これは、新型コロナウイルス関係の交付金を利用したなかかわ生活応援商品券発行事業の第 2 第 3 等の金額が 2 年度は 6,000 万円あったものが 2,400 万円に少し減額になったところが大きなものであります。

飛びます。

#### ⑧消防費

ウ 消防施設事業費は 4,299 万 9,000 円で、前年度比 3,249 万 7,000 円、309%の増となっています。会計管理者のほうからも説明がありましたが、第 2 分団第 7 部詰所増改築工事、あるいは耐震性の貯水槽の設置工事などが主なものです。

大きく飛びます。

10 ページ。

#### 3 特別会計

特別 3 会計の歳入合計は 12 億 821 万 1,000 円、歳出合計は 11 億 6,744 万 1,000 円で、予算に対する執行率は 96.8%であった。

各特別会計とも歳入確保に努力され、また歳出についても経費節減に努めながら適切に執行していることを認めました。

飛びます。

#### 4 その他

(1) 昨年に引き続き産業振興課を中心として新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金を活用した事業や給付、備品購入等が行われ、コロナ禍で影響を受けた人たちへの対策がタイムリーに行われたことを評価する。

(2) マイナンバー制度の交付率の高い低いにより中川村に交付される地方交付税への影響が懸念される。交付率の向上に取り組まれない。

(3) 住民税務課、保健福祉課、建設環境課等、様々な分野で税、料金等の未収が生じている。庁内関係部署合同での徴収対策会議の開催や徴収時の関係部署間の連携により未収金解消に努力されており、各項目で増減はあるものの、近年の未収金は全体とすれば横ばいから少しずつ減る傾向にある。

今後も、より積極的な取組によって、その解消になお一層努力されたい。

以上、一般会計の報告になります。

続きまして、水道事業決算、下水道事業決算について報告をさせていただきます。

#### 決算審査意見書

##### 第 1 審査の概要

###### 1 審査の対象

(1) 令和 3 年度水道事業決算

(2) 令和 3 年度下水道事業決算

###### 2 審査の期間

令和 4 年 7 月 14 日から同年 7 月 21 日まで

###### 3 審査の方法

(1) 前記各事業の決算について経営成績及び財務状況が適切に表示されているかどうかについて審査を行った。

(2) 審査は、提出された決算書及び附属書類の計数を関係諸帳簿と照合しながら帳票記録の正確性の検証、担当職員への質疑等により行った。

##### 第 2 審査の結果

水道事業決算も下水道事業決算も計数に誤りがなく正確で、経営成績と財政状況を適切に表示しているものと認めた。

飛びます。

###### 3 審査意見の総括

審査過程での総括意見を記して今後の経営改善に期待する。

(1) 令和 3 年度は 1,294 万 5,000 円の純利益となっている。

当年度未処分利益剰余金は 5 億 984 万 3,000 円となっている。

今後とも健全経営のために経営経費の削減、有収率の改善など企業努力を望む。

(2) 恒常的な滞納者が見受けられるので、より一層の徴収努力を望む。

(3) 平成 28 年度から有収率が改善しているが、今後も老朽化した配水管等の更新を進め、漏水箇所を修繕することで有収率の向上に努力されたい。

###### 令和 3 年度下水道事業決算

下水道事業決算については飛びます。

###### 3 審査意見の総括

審査過程での総括所見を記して今後の経営改善に期待する。

(1) 令和 3 年度は 1,636 万 1,000 円の純利益となっている。

(2) 今後も引き続き下水道施設の的確な状況把握に努め、必要な維持修繕や更新を効率的に進められたい。

(3) 長期的かつ効率的な事業運営を図るため、施設の統廃合などを含めた污水处理施設の整備方針の見直しについて検討を進められたい。

以上です。

○議長 審査結果の報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、本案については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

決算特別委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いします。

お諮りします。

日程第13 議案第10号 令和4年度中川村一般会計補正予算（第4号）

日程第14 議案第11号 令和4年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第12号 令和4年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第13号 令和4年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第14号 令和4年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）

日程第18 議案第15号 令和4年度中川村下水道事業会計補正予算（第2号）

以上の6議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第13 議案第10号から日程第18 議案第15号までの6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 それでは、議案第10号 令和4年度中川村一般会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

今回の補正予算は、令和3年度決算による前年度繰越金の増額と、それに伴う特定目的基金への積立て、普通交付税の額の確定による増額、その他必要な予算について所要の補正を行うものであります。

議案書を御覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,500万円を追加し、総額を42億9,500万円とするもので、款項区分ごとの補正額及び補正後の予算額は第1表によるもの。

第2条 地方債の補正は第2表によるものであります。

5ページ。

第2表 地方債の補正であります。追加は高齢者憩いの家貯湯槽更新事業、林道維持補修事業について過疎債ソフト費を充てるため1,990万円を追加。

変更は、各事業の執行見込みによる限度額の変更と、臨時財政対策債については借入限度額の引下げにより2,270万円を減額するもの。

廃止は、過疎債借入れ要望額の減額調整により村道改良事業1路線の起債を取りやめるものであります。

6ページからは事項別明細書になります。

なお、さきの議会全員協議会で資料をお配りしてありますので、主なものについて説明をさせていただきます。

初めに歳入であります。8ページ、1款 村たばこ税は滞納繰越額の補正。

9ページ、11款 地方特例交付金は交付額の決定による更正減。

10ページの12款 地方交付税は、本年度普通交付税交付額の決定により1億6,827万4,000円の増であります。

11ページ、15款 使用料及び手数料、総務使用料15万円は、10月から試行運行を始める新乗合タクシー利用料の追加であります。

12ページの16款 国庫支出金。

国庫負担金、児童福祉負担金の子どものための教育・保育給付費は、施設型給付費に係る国庫負担金。

国庫補助金、企画費補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の各事業執行見込みによる充当額の調整。

総務費補助金の地域公共交通確保維持改善事業補助金は新乗合タクシー事業に対する国庫補助金の追加。

デジタル基盤改革支援補助金は地方公共団体の情報システム改築に係る補助金で、上伊那広域連合の情報システム改修、自治体云ライン手続推進等に係る補助金。

土木費国庫補助金は、木造住宅等耐震改修に係る補助金の追加であります。

13ページの17款 県支出金。

県負担金の児童福祉費負担金は、施設型給付費に係る県の負担金。

県補助金、林業費補助金の木質バイオマス循環利用普及促進事業は、木質ペレットストーブ導入に対する補助金。

信州の森林づくり事業225万5,000円の減額は、ライフライン等保全対策事業補助金の内示による減額。

県単河畔林整備事業につきましては、本年度、補助金の割当てがなかったため540

万円を減額。

土木費補助金は、木造住宅等耐震改修に係る県の補助金であります。

農林水産施設災害復旧費補助金は、広域林道陣馬形線2工区の増加に係る災害復旧事業の補助金であります。

14 ページ、18 款 財産収入、村所有財産は、貸付け売払い等に係る収入の補正。

15 ページ、19 款 寄附金は個人、団体からの寄附金で、いただいた方の御意向により一部を学校教育費、社会教育の事業に充てさせていただきます。御寄附をいただきました皆様に改めて御礼を申し上げます。

16 ページ、21 款 繰越金は、令和3年度決算により翌年度の繰越金が固まったため3億190万7,000円を追加するもの。

17 ページ。

22 款 諸収入、雑入、公有建物災害共済金55万8,000円は、昨年9月の落雷により破損をいたしました片桐保育園の空調機器に対する共済金。

その他、建設環境関係4,500万円余は、リニア中央新幹線工事発生土を活用した小和田地区土地改良事業に対するJR東海協力金の追加。

そのほかは予算書の記載のとおりであります。

18 ページ、23 款 村債は第2表 地方債補正で御説明をした内容のもので、全体で4,670万円の減額であります。

続いて歳出について御説明をいたします。

なお、全体を通じて需用費、職員報酬の増額がございますが、先ほどの議案第2号で御承認をいただいた村議会議員の附属機関等への出席報酬の追加が主なものであります。

また、各施設に電気料の増額がございますが、これも先般御説明をした高圧電力電気料の大幅な値上げに伴う補正でありますので、お願いをいたします。

初めに19ページの1款 議会費であります。議会改選に伴う議員報酬及び手当の補正であります。今回、30代40代の議員報酬の加算額が増加となった一方、当初予算額では10人分の通常予算として計上をしてございましたので、結果的に127万2,000円の減額となっております。

20 ページ。

2 款 総務費の文書広報費、文書費は、法改正に伴う例規整備支援業務委託費の追加。

広報費は村ホームページの一部改修に係る委託料の追加。

財産管理費、庁舎管理費の工事請負費は、資材価格上昇等による庁舎屋根とい改修工事費の増額であります。

21 ページ。

むらづくり事業の委託料、若者向け移住促進住宅改修設計管理費は、旧片桐駐在所の住宅改修に係る設計監理委託料の増額。

空き地活用状況把握調査委託料は、空き地の活用検討のため権利者が不明な土地の

調査を行うものであります。

地方創生推進事業は、子育て世代住宅取得支援事業等補助金の申請件数の増により600万円を追加。

交通対策費、バス等運行事業533万1,000円は、10月からスタートいたします新デマンドタクシー運行事業に係る経費の追加であります。

22 ページのリニア中央新幹線関連事業は、小和田の土地改良事業に係る物件調査業務の委託料の追加。

消費の防犯対策費の補助金10万円につきましては、これもさきの全協で御説明をいたしました高齢世帯の特殊詐欺被害防止対策機器設置に係る補助金であります。新たに計上するものであります。

23 ページの防災対策費の補助金は、木造住宅耐震改修補助金1件分の追加。

特定目的基金費は、前年度繰越金による財源を今後の需要に備えまして公共施設等整備基金、教育文化振興基金、災害対策基金の3基金に合わせて3億2,000万円の積み増しを行うものであります。

戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカード関連予算の補正。

選挙費は、村議会議員一般選挙が無投票になったことによる予算の減額であります。次に、25 ページ。

3 款 民生費であります。社会総務費の20万円は地区等が実施をするコミュニティー施設整備に係る補助金の追加。

障害者支援事業は、障害者に優しい住宅改良促進事業補助金の追加と、償還金、利子割引料187万1,000円は前年度支出額の確定に伴う各給付費の国庫負担金の精算返還金であります。

以下、児童福祉費にも国県補助金等の返還金がございますが、同様であります。

老人福祉費の老人福祉事業負担金137万1,000円は、上伊那福祉協会との申合せによる養護老人ホーム運営経費の赤字補填に係る市町村負担金。

26 ページの老人福祉施設管理費の工事請負費は、高齢者憩いの家貯湯槽更新工事といわゆり荘のエアコン更新工事の資材価格高騰、設計変更等による増額。

児童福祉費の交付金は、村外の民間施設等への通所児童に係る施設型給付費の追加であります。

24 ページ。

保育所費、工事請負費の片桐保育園未満児室改造工事111万7,000円は、未満児保育の希望園児数が増えておまして、これに対応するため施設の内部を改修するもの。

土地購入費につきましては、みなかた保育園駐車場用地として隣接する農地を取得するもの。

備品購入費は、先ほど申し上げました片桐保育園未満児室拡張に伴うテーブル、椅子、暖房機器等が主なものであります。

次に28ページの衛生費であります。衛生費の水道事業保負担金は遠距離給水工事に係る水道事業会計への負担金。

予防費、新型コロナワクチンウイルス接種事業の負担金は、ワクチンの追加接種対応に係る上伊那広域連合の負担金の追加であります。

30 ページ。

農林水産業費の農業費、農業振興事業は、農業担い手支援事業補助金の申請件数増により 350 万円を追加。

農業観光交流事業の減額は、集落支援員の退任に伴う報酬及び活動費の減額が主なもので、31 ページの補助金 52 万 6,000 円は農家民宿開設等補助金の申請があったため追加をするものであります。

農地費、農地総務費の補助金は、南向土地改両組合の取水条件変更に伴う河川法許可申請費用に対する補助金。

多面的機能支払交付金事業は、対象農地の転用に伴う過年度分国・県負担金の返還金であります。

32 ページ。

林業振興費の林業振興事業、森林づくり推進事業支援金は、片桐保育園木質ロッカー設置事業の支出科目の組替えと、ライフライン等保全対策業務委託料 50 万円は林道沿線の支障木伐採等を行うもの。

木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金は、木質ペレットストーブ導入に対する補助金の追加であります。

林道事業の 1,120 万円の追加は、全協で御説明をいたしました広域林道陣馬形線及び林道四徳東線災害復旧関連工事費の追加であります。

33 ページの森林体験施設管理事業の委託料 50 万円は、経年劣化が見られる森林体験館、建築物等の現況調査を行うものであります。

34 ページの 7 款 商工費、商工振興事業補助金は、今年度対象となった事業用施設新增設奨励金の増額であります。

35 ページの土木費であります。道路新設改良事業 3,120 万円の減額は、先ほど申し上げました過疎債要望額の減額調整と前年度の繰越工事の進捗状況等を鑑み、村道七久保停車場大鹿線について今年度の工事発注を見送ることとしたため減額をするものであります。

河川費の河川整備事業 300 万円の減額は、今年度は河畔林整備事業補助金の割当てがなかったため事業費を減額し、一部を村単事業で実施するものであります。

36 ページの住宅費、役務費は、設置後 10 年が経過をした公営住宅のガス給湯器点検手数料。

委託料は、空き住戸となっているアルプスビュー沖町の 1 戸について譲渡希望者を募集するため物件調査を行うものであります。

37 ページ。

9 款 消防費の非常備消防費補助金は、消防団員の準中型免許取得費の補助金。

消防施設事業補助金は、各地区から要望があった消火栓ボックス、ホースの更新等に対する補助金の追加であります。

次に、10 款 教育費であります。主なものは冒頭で御説明いたしました電気料金引上げに伴う各施設の光熱水費の追加であります。

そのほか、39 ページの西小学校管理費の工事請負費は、この夏、プール防水シートの破損によりプールが使用できなかったため修繕をするものと東西小学校理科室のガス給湯器設置費の追加等であります。

中学校の中学校管理費の備品購入費は、歳入で御説明をいたしましたお母様が四徳の御出身の御姉妹の方から御寄附をいただいた一部を活用させていただきまして、ランチルームのテーブルを順次更新しているものであります。

40 ページの文化財保護事業は、村の指定文化財である中西の桜の枝折れ補修・選定作業の委託料であります。

最後に、14 款 予備費を今後の支出に備え 9,358 万 2,000 円増額し予算の調整を行います。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○保健福祉課長

それでは、保健福祉課に関わる特別会計補正予算について説明いたします。

まず、議案第 11 号 令和 4 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）をお願いします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 300 万円を追加し、予算の総額を 4 億 6,500 万円とするものです。

最初に歳入ですが、5 ページを御覧ください。

国保税ですが、今回は予算額の調整のために 79 万 6,000 円を減額します。

6 ページの繰越金ですが、令和 3 年度決算額の確定により繰越金の予算総額は 790 万 3,000 円となります。補正前の予算額に 379 万 6,000 円を増額します。

続いて歳出ですが、7 ページを御覧ください。

総務費の一般管理費ですが、国保システムの改修業務に 16 万 5,000 円、運営協議会費は委員報酬に 2 万円を追加します。

8 ページの予備費で収支を調整しました。

次に、議案第 12 号 令和 4 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）をお願いします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 3,300 万円を追加し、予算の総額を 6 億 9,100 万円とするものです。

最初に歳入ですが、5 ページを御覧ください。

国庫支出金は、令和 3 年度地域支援事業介護予防分の補助金が確定し 49 万 7,000 円が追加交付となり、高齢者生きがい活動促進事業補助金が 174 万 4,000 円交付となります。

6 ページの支払基金交付金は、額の確定により 310 万 9,000 円が追加交付となります。

7 ページの県支出金は、額の確定により 25 万 1,000 円が追加交付となり、中山間地域市町村介護サービス確保対策事業交付金が 39 万 1,000 円交付となります。

8ページの繰越金ですが、令和3年度決算額が確定し繰越金の予算総額が3,283万円となります。補正前の額に2,663万9,000円を増額します。

9ページの諸収入で調整をしました。

続いて歳出ですが、10ページを御覧ください。

総務費の運営協議会費ですが、委員報酬に1万4,000円を追加します。

11ページの地域支援事業の介護予防日常生活支援総合事業に地区健康体操の会リーダー育成のため委託料に8万円、配信器材等の購入のため備品購入費に22万4,000円を追加します。

包括的支援事業任意事業費は、高齢者の生きがい活動として農作業や食堂の運営など高齢者の集いの場を運営する団体への委託料174万4,000円を追加します。

12ページの諸支出金は、過年度分の介護保険料の還付金の3,000円を増額、令和3年度介護給付費が確定し国庫負担金に2,036万3,000円、県負担金に396万1,000円、支払基金交付金に98万5,000円を増額し返還します。

13ページの予備費で調整をしました。

次に、議案第13号 令和4年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をお願いします。

第1条で総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を5,900万円とするものです。

最初に歳入ですが、5ページを御覧ください。

保険料ですが、今回は予算額の調整のために84万2,000円を増額します。

6ページの繰越金ですが、令和3年度決算額の確定により繰越金の予算総額は3万5,000円となります。補正前の予算額に3万4,000円を増額します。

7ページの諸収入は、高額介護合算医療費返還分で12万4,000円増額します。

続いて歳出ですが、8ページを御覧ください。

諸支出金に高額介護合算返還分12万5,000円を追加します。

9ページの予備費で調整をしました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

議案第14号 令和4年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）について提案説明いたします。

今回の補正は、動力費の増加等による収益的収入支出の補正をするものです。

第2条 収益的収入については営業収益に16万円を増額し総額を1億3,125万円とし、支出については営業費用に572万9,000円を増額し総額を1億2,483万6,000円とするものであります。

8ページの予算実施計画明細書を御覧ください。

営業収益の遠距離給水工事負担金16万円を増額は、既設管の漏水対策としての管路更新工事によるものです。

次ページ、9ページであります。

営業費用の配水及び給水費の動力費520万円を増額は、電気代の値上がりと漏水に

よる配水量増加によるものです。

総係費では、報酬、旅費及び委託料として49万円の経営支援業務を合わせ52万9,000円を増額をするものであります。

以下は予算に関する説明書を添付しておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第15号 令和4年度中川村下水道事業会計補正予算（第2号）について提案説明いたします。

今回の補正は、施設修繕等に伴う収益的支出の補正をするものです。

第2条 収益的支出については、営業費用に102万円を増額し、総額を2億8,919万8,000円とするものであります。

7ページからの予算実施計画明細書を御覧ください。

営業費用の処理場費100万円を増額は、移動脱水管の修繕によるものです。

総係費2万円は、審議会委員報酬によるものであります。

以下、説明書を添付してございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上です。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず、議案第10号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○建設環境課長

○議 長 [賛成者挙手]  
 全員賛成です。したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。  
 次に、議案第 14 号の採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]  
 全員賛成です。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。  
 次に、議案第 15 号の採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]  
 全員賛成です。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。  
 ここで暫時休憩とします。再開は午前 11 時 10 分とします。

○議 長 [午前 10 時 50 分 休憩]  
 [午前 11 時 10 分 再開]  
 会議を再開します。  
 日程第 19 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について  
 を議題とします。  
 朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○村 長 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして説明を申し上げます。  
 人権擁護委員の委嘱につきましては法務大臣により行われておりますが、人権擁護  
 委員法により、市町村長は法務大臣に対し人権擁護について理解のある者を議会の意  
 見をお聞きして推薦しなければならないというふうにされております。  
 今回、1 人の方、1 名の委員が本年 12 月末に任期満了となります。長野地方法務局  
 長から次期委員の候補者について推薦依頼があったものでございます。  
 現在の委員であります大島いづみ氏が本人の御意向で任期満了をもって退任される  
 ことになり、後任として中嶋さんを推薦したいものでございます。  
 氏名は中嶋けさみ。  
 生年月日、住所は諮問案に記載のとおりでございます。  
 中嶋さんは、長年、社会教育、学校教育に携わってきた知識を基に人格、識見とも  
 高く、最適任者であると存じます。  
 任期は委嘱の日から 3 年間であります。  
 議会の同意を得て推薦してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。  
 これから質疑を行います。  
 質疑はありませんか。

○議 長 [「なし」と呼ぶ者あり]  
 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。  
 討論はありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。  
 お諮りします。  
 本件は、これを適任者として答申したいと思っておりますが、御異議ありませんか。  
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号は適任者として答申することに決定  
 しました。  
 日程第 20 一般質問を行います。  
 通告順に発言を許します。  
 3 番 中塚礼次郎議員。

○3 番 (中塚礼次郎) 私は、さきの通告により 2 問について質問をいたします。  
 最初に質問ですが、「学校給食費の無償化実施について」。  
 私は、学校給食費の無償化について第 16 期、2018 年 12 月の議会での一般質問でも  
 取り上げてきました。  
 2018 年 7 月 27 日、文科省公表の学校給食費の無償化等の実施状況調査、文科省は  
 市区町村教育委員会、1,740 自治体に対する平成 29 年度の学校給食費、食材費の無償  
 化等の実施状況を調査いたしました。  
 学校給食費を無償化した自治体は全国の 4.7%に当たる 82 市町村、そのうち小中  
 学校とも無償化を実施している自治体は 76 自治体、4.4%、小学校のみの無償化を  
 実施している自治体が 4 自治体、0.2%、中学校のみ無償化実施は 2 自治体、0.1%、一  
 部無償化・一部補助を実施している自治体は 424 自治体、24.4%となっています。  
 長野県では、小中学校とも無償化を実施している自治体は 3 自治体、売木村、天龍  
 村、王滝村、それに小学校のみ実施の自治体が 1 自治体となっております。  
 上伊那の状況を調べましたところ、現在は無償化という形にはなっておらないわけ  
 ですが、それぞれの自治体で学校給食に対する補助等を行っております。  
 上伊那の自治体では、小中学校とも無償化しておる自治体はないわけですが、  
 伊那市は今年度のみ値上がり分を市が負担をするようになっています。  
 駒ヶ根市は、小中学校、保育園の食材高騰分を令和 4 年から令和 5 年の 3 月まで補  
 助をするというふうになっています。  
 辰野町では食材高騰分を補助、箕輪では保育園、小中学校で 7 月～9 月実施とい  
 うことで月 3,000 円の給食費相当分を支援すると、南箕輪村では毎年 1 人 3,000 円を補  
 助、新たに食材費の値上がり分で 1 食 6.4 円を補助、宮田村では小中学生 1 人当  
 たり 5,000 円の補助。  
 中川村では、パンの輸送補助、米粉普及促進補助として 15 万 2,000 円余、それ  
 から子育て世帯支援交付金 270 万円、これはコロナ禍での保護者負担軽減対策として給  
 食費の 1 か月分相当を補助としております。また、令和 4 年度給食用の中川産のお米に

対する費用の分です 216 万円が補助となっておりますという状況です。

学校給食費の無償化をはじめとする学校に関わる費用の無償化政策は小規模の自治体から始まりましたが、村から町へ、町から市へと、そして中核都市へと広がっています。

中核都市では初の取組として、青森市、人口 27 万人が令和 4 年——2022 年 10 月から小中学校の給食費を無償化としようとしております。

さきのニュースの中では、ちょっと東京都の区名は定かではないんですが、東京都でも学校給食を無償化したという事例がニュースにありました。

こうした学校給食の無償化への全国的な取組の広がりをどのように捉えておられるか、また考えをお聞きます。

○教育長 御質問にお答えをさせていただきます。

今、議員から御紹介のあった 2018 年の文科省の調査、これは教育委員会のほうでも確認をしております。

本県においても幾つかの自治体、先ほどお示しがありましたけれども、ほかに最近では軽井沢町のほうも無償化に移行したというふうにお聞きをしております。

本調査によりますと、無償化を実施した目的といたしましては、保護者の経済的負担の軽減、子育て支援、少子化対策、定住・移住の促進、地域創生、こういったものが示されておりまして、各自治体の実情に基づいて施策の一環として取り組んでいるものというふうにお聞きをしております。

○村長 ちょっと一言お願いします。

こうやって広がってきているという実態のようでありますけれども、子育て世帯への支援を厚くして、子育て世帯の負担軽減、こういったことをこれからの施策のポイント、あるいは自治体の生き残りという言い方はないんですけど、ポイントに考えていく、こういう自治体が増えているってということかなあというふうにお聞きをしております。

○3 番 (中塚礼次郎) ただいま教育長のほうからと、村長のほうからも話がありました。それぞれの自治体で試行錯誤して、学校給食費の無償化というふうな形で進んでおるといふふうに思います。

教育長のほうからもちょうと説明がありましたが、無償化実施自治体では、保護者の経済的な負担軽減、それから子育て支援、少子化対策、定住・転入の促進、地域創生を目的とした政策として取り組んでおるわけであります。

保護者負担軽減、子育て支援の面では、平成 30 年度の給食費についての 2018 年の一般質問のときの答弁の内容では、1 か月当たり小学校では 5,535 円、中学校は 6,200 円で、平成 24 年度から据置きの状態であって、上伊那 4 市町村の中くらいの位置というふうな答弁がありました。

あらゆる食材高騰により大変な運営状況というふうにお聞きをしておりますが、村の給食費の現状と、それから私のほうでもちょっと調べた内容をさっき言いましたが、上伊那郡課の状況についてどんなふうにお聞きをされておるかということをお聞きをいたします。

○教育長 本村の給食費についてのお尋ねでございますが、今、前回の御質問の折の状況をお示しいただきましたけれども、令和 4 年度——本年度につきましては 1 か月当たり小学校が 5,535 円、中学校が 6,200 円、1 食あたりにしますと小学校が 270 円、中学校が 310 円というような額になりますが、これを年間 10 回に分けて徴収をするという状況でありまして、平成 30 年度にお答えして以来であります、変わらず据置きで対応をしております。

御指摘のように、昨今の原油高騰、それに伴う食材の価格高騰など、そういったことによりまして、昨年度、給食費の値上げというようなことも課題に上がりまして検討いたしましたけれども、先ほども御紹介いただきましたけれども、保護者の経済的負担、これを考慮いたしまして、本年度から給食米を中川村産 100%ということで切り替えたわけですが、これの全てを交付負担といたしました。

また、これも御紹介ありましたが、昨年度に引き続いて本年度も給食費の 1 か月分を補助すると、そういう対応をいたしまして、何とかやりくりをする中で据置きというような状況を継続しております。

また、上伊那の市町村について、その中での村の状況ということでお尋ねもありましたが、例えば南部の 4 市町村等、補助については先ほど議員から御紹介があったとおりということで認識をしておりますが、給食費に換算をした場合どういふ状況かということでございますけれども、それぞれの市町村で対応している、その状況で保護者負担というのを軽減しているわけですが、本村の給食費については先ほど申しました補助によりまして 4 市町村の中でも低く徴収額については抑えていると、そういうふうにお聞きをしております。

ほかの市町村の中では、本年度、やはり 30 円前後給食費を値上げしたという自治体もあるというふうにお聞きをしております。

○3 番 (中塚礼次郎) 今、教育長のほうから、現状の物価高騰等の中、大変な中でやりくりをして、前回の私の質問のときと同じように給食費の関係は据置きにされておるといふ内容であります。

少子化・人口減少対策は村の大きな課題であり、様々な施策を実施してきています。子育て世代が安心して子どもを産み育てられる環境をどのようにつくるか、子育てする中で大きな負担となる小中学校の給食費、小学生は 1 人当たり年間 5 万 2,000 円、中学生は 1 人当たり年間およそ 6 万円の負担というふうにも言われております。

給食費の無償化は、単に少子化対策や子育て支援という観点だけでなく、学習指導要領が定める特別活動の一部であり、それは国語や美術の授業と同列に捉えられるもので、憲法が保障する義務教育の無償の観点からも大事であるというふうにお聞きをしております。

学校給食の無償化を村の政策として取り組むべきだというふうにお聞きをしております。この点について考えをお聞きます。

○教育長 まず憲法でいうところの義務教育の無償ということについてでございますけれども、このことは授業料不徴収の意味と解するのが相当とするのが通例であるというふうにお聞きをしております。

認識をしております。

また、学校教育法におきましては、設置者負担が定められている経費、例えば施設設備費であるとか修繕費、人権費等々でございますが、こうしたもの以外、つまり食材料費については保護者負担ということが定められておきまして、給食費の無償化は市町村の裁量で実施されているものというふうに理解をしております。

それぞれの自治体の目的は、保護者の経済負担の軽減を含めた子育て支援、それと少子化対策としての定住・転入の促進、こういった2点に大きくまとめられるのではないかなというふうに思っておりますが、このことにつきましては本村においても大変重要な課題であるというふうに認識をしております。

では本村はどうするかということでのお尋ねでございますけれども、教育委員会では、もう御承知のとおり、給食あるいは食育ということに大変力を入れておきまして、充実に向けて取り組んでおります。

2018年の文科省調査、この中には無償化実施後の課題ということも項目に上げられて報告がなされておるわけでありまして、例えば、この中には継続的な予算の確保、また議会、住民の理解というような課題、こういったものもあるわけですが、そのほかに食育への関心の低下や無償化を当然とする意識の高まりの懸念というような内容も上げられておりました。

実は、本村の保護者の方からも学校給食を無償化することで保護者の給食への関心が低下することが心配であると、そういった御意見も伺っております。

現在、保護者の皆様には大変御理解をいただきまして、御協力の下、ここ何年も給食費の滞納というものが年度末にゼロ円ということで推移をしております。保護者の皆様には本当に給食事業についての御理解と御努力をいただいております。大変感謝をしておるわけでございます。

経済的に困難な御家庭につきましては制度に基づいた支援を御利用いただいております。

また、給食については、毎年その在り方あるいは運営について学校給食委員会を開催しまして、教育委員会、それと保護者の皆様の代表であるPTAの役員の御出席をいただいて御意見をいただきながら進めておるわけですが、そこでも学校給食への関心の高さと期待というものを感じる御意見をいただいております。

このような理由を踏まえまして、教育委員会といたしましては、これからも給食、食育の充実を力を入れてまいりたい、それにつきましては、経費については設置者と保護者の双方で負担をし合い、またそれに基づいて協力をし合って学校給食の充実に努めていきたいということで、これからのについてもこのような形で進めていくことを考えております。

○村 長 ちょっと一言お願いします。

今、教育長のほうから、給食については、教育委員会、それから保護者の方の双方で話し合いをしながら協力していきたいということで、言い方は変なんですけど、これの負担を前提としておるということでもあります。

とにかく、この背景は、親の負担が小中学校でもかなり、学校給食だけではなくて義務教育全般にわたって負担もかなり増えてきているという背景があるかと思っております。

学校給食費については、村としては負担が増えないように何らかの方法で支援をしていきたいということの表れだというふうに理解いただければと思っております。

ただし、先ほど申し上げたとおり、軽減をしていくということは申し上げたところですけど、給食費を無償にということは、ちょっとそこまで一足飛びにはいかないというふうに思っております。

○3 番 (中塚礼次郎) 今、教育長と村長のほうから、できるだけ父兄への負担を考えながらということで、一足飛びに無償というふうなわけにはいかないという話があったわけです。

義務教育の無償制はなぜ必要かということですが、子どもの教育を受ける権利を保障するためには学校でこそ子どもの衣食住が満たされなければならないと、公教育の無償制の実現は目的ではなくて、子どもの教育を受ける権利を保障するための手段であって、子どもたちが当たり前の学校生活を安心して送ることができる環境をつくるのが必要で、無償化を実現するためには自治体の大小に関わらず自治体予算の1%程度の財源が必要になりますが、私は憲法の原則に照らしても給食費を無償にすべきであるというふうに考えるわけです。

今、教育長、村長からも一足飛びに無償化というわけにはいかないという話がありましたが、文科省の調査の中では、先ほど教育長が指摘した問題点、給食のありがたみが薄れてくるとかいうふうな、確かにそういった問題はあるわけですが、20万人余の大きな人口の自治体でも実施しておる、前は小さな町村で比較的少ない金額で無償にできた自治体から始まったんですが、今、政令指定都市に広がりがあるということは、行く行くはそういった大きな動きになってくるんだというふうに思いますので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいというふうに思います。

私の1問目の質問を終わります。

次に2問目の質問であります、「高齢者が安心して生活できる共生型村営住宅へのとりくみについて」ということで質問をしたいというふうに思います。

令和4年8月1日現在の中川村の人口は4,725人、うち高齢者は1,680人、高齢化率35.56%、世帯総数が1,686世帯のうち独り暮らし世帯が232世帯、高齢者のみの世帯が261世帯、独り暮らしと高齢者のみの世帯を合わせると493世帯になります。

今、多くの自治体で少子化対策への模索、様々な取組がされていますが、高齢者世帯の増加、独り暮らし世帯への対応が課題となっています。

高齢者の独り暮らし世帯では、後継者がいない世帯、子どもたちは村外に住居、家庭を持ち帰村できない世帯など、様々です。

中川村のような中山間地域での独り暮らし世帯や高齢者だけの世帯の生活は大変な苦労を余儀なくされます。食生活をはじめとする買物面、健康管理や病院への通院の面、家の周りの生活環境を整えるための草刈りなど維持管理の面、地区内行事やお付

き合い、免除されてきている地区が増えてはいますが地区内の共同作業など、様々です。地区や近所、多くの皆さんにお世話になって何とか暮らしていける、そんな思いでの生活と察します。

高齢者は住み慣れた地域、家を離れての生活を決して望んではいないというふうに思いますので、私は高齢者が安心して生活できる場所づくりが今必要ではないかというふうに考えるわけであります。この点について考えをお聞きいたします。

○村 長 村の高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画に記載をしてありますとおり、独り暮らし高齢者、高齢者のみの世帯数は増加しております。

元気に生活されている方は多くいらっしゃいますけれども、認知症の罹患率が増えてきていること、それから運転免許証の返納により交通手段の確保が難しくなっていること、買物弱者の増加、村内の荒廃地の増加の原因となっている農地畦畔の草刈りや土地の管理が困難となるなど、高齢者を取り巻く生活支援は多岐にわたって、かつ大きな課題となっているというふうに考えております。

また、住まいに関しましては、住宅が古くなってきておりまして大きな改修が必要だけれども、たくわえに余裕はなくてこれを解消することが難しい、後継者がいないから住宅の改修をためらってしまう、こういうふうな住宅に関する課題がある高齢者の方も増えていることも事実だと思っております。

高齢者が住み慣れた地域において自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるために、高齢者向けの住まいの確保ということは早く解決しなければならない課題であるというふうには考えております。

○3 番 (中塚礼次郎) 今、村長のほうから考えていかなければならない課題だというふうな答弁がありました。

地区内での高齢化が進む中で、地域力の低下が大きな問題となっているというふうに思います。集落の役員の成り手不足、地区作業の手間不足、伝統行事や地区内行事の衰退など、地域力の低下、減少は年々増すばかりで、有効な手だてがないのが現状です。

地域力を高め維持するためには、地域に活力を注入することだというふうに考えます。

村内に移住先を求めて訪れる来村者は空き家での定住を希望する人が多く、それに応えられない現状と聞いております。

独り暮らしの高齢者が一年中安心して生活できる環境づくりにより共生型の村営住宅に希望者に移り住んでいただき、移住・定住者にはその地域に新たな地域力となってもらふことを考えますが、地域力低下への対応策、考えがありましたらお聞きします。

○村 長 空き家を求めてくる移住希望者の方は多いのが現状であります。しかしながら紹介できる空き家が少ないというのが現状でもあります。

このような状況から、空き家はそのまま放置すると迷惑物件となってしまう可能性があるんですけども、移住希望者に紹介等をすれば有効活用ができ、その地域に住

み、地域力向上も期待されるというような内容の啓発パンフレットを、昨年、なかがわ暮らし推進協議会、ここの名前入りで作成をいたしました。

このパンフレットを包括支援センターの職員やケアマネジャーを中心にして、現在独り暮らし、あるいは高齢者のみの世帯の皆さんに配布をして、こんなこともありますよっていうふうな、何といいますか、喚起といいますかをしていただいております。

パンフレットの中には空き家の管理に困る前に家族や親族で話し合い備えることが重要であることを記載もしておるわけでありまして、確かに高齢者が移り住むことを納得し安心して生活を送れる住宅があれば、空き家になる前に有効活用ができる、地域力向上も期待できる、こういう情報、いいような面も姿としては想像できるのかなあというふうに思っております。

とにかくパンフレットを配って、まずお年寄りあるいは高齢者のみの世帯の皆さんにこういうことなんですよっていうことを考えていただく、こういうことを今やっております。

○3 番 (中塚礼次郎) 今、村長のほうから高齢者に対する取組の説明がありました。

高齢者世帯での生活は生活環境が大きく関わってくるわけで、関わりについてはさきにも述べましたが、近年の猛暑に対する熱中症への対応だとか降雪・除雪対応など、上げれば切りがないわけでありますけれども、今まで本当に頑張ってきた高齢者の方々が少しでも安心して生活を送れるように、私は、共生型の村営住宅の設置をしてそこに希望者に入ってもらふ、ホームヘルパーやそういう人たちも今の状態だと一軒一軒を巡回しておるわけですが、共生型の村営住宅を訪れば何人かのお年寄りの面倒、そういうものも見られるというような面も非常にあるかというふうに思います。

そういう住宅を造ることで、老後、ちょっとこれからの生活を心配しておる人たちが安心してそこで暮らせるんじゃないかというふうに考えこの質問を上げたわけですが、取りあえず共生型の村営住宅の設置について検討していくという考えがあるかどうかということをもう一度。

○村 長 高齢者の方が暮らす場所としては、有料の老人ホーム、自宅と介護施設の中間に位置するような住宅などが考えられます。

また、生活面に困難を抱える高齢者も多いということから、住まいと生活支援を一体的に提供するような取組もあるわけであります。

例えば、自宅での生活に困難を抱える高齢者が先ほどからおっしゃっているとおり共同住宅に住み替える、移って住み替えていただいて、そこでの共同生活を例えば社会福祉法人が一体的に管理をして支える、または社会福祉法人が不動産業者の方と連携をして住まいの確保支援と入居後の生活支援の2つ、今の2つを一貫して実施していくなど、地域の実情に応じて様々な工夫がされ、こういったことがもう始まっておることも事実であります。

中川村で少子高齢化によりもたらされる課題の1つとしては、独り暮らし高齢者、

高齢者のみの世帯の増加、さらに、先ほども当初に申しましたけれども、認知症の方が増えてきて、それに伴い必要なサービス量が増えていく一方になります。そういう現状にあって生産年齢人口は減っていきますので、介護や福祉に携わる人材が不足していきます。サービスの提供が行き届かないような状態になってしまうということがあり得ます。

このような状況を回避するためには、地域の実情に合わせて人材をうまく活用しながら適切にサービスを提供していく、すなわち介護や福祉に携わる働き手の共有化、こういうことに向かって村全体が考えていかなければいけない、これが施設の共同生活といえますかの在り方だと、大きな意味ではそういうふうと思うわけでありませうけれども、このような考え方からつくられたのが共生型のサービスだというふうに言われておるわけでありませう。

村としましては、介護事業所、障害サービス部門と高齢者の暮らす場所の協議を始めております。

しかし、どのような住宅の形が求められているのかの精査、これがまだ十分ではありません。住民の皆さんの意見とともに、それぞれの専門分野の力を結集して検討をしていかなければならないと、先ほど、もうこういうことを考えていくのが課題であるということを申し上げましたけれども、まさにこのことだと思っております。

無理なく無駄なく持続可能なサービスとして、こういったことの在り方、中川村における高齢者の共生型の共同生活施設、こういったことがどういった形になったらできるんだろうか、当然、場所、それからサービスの提供の仕方、こういったことも含めて早急に考えていくという時期にあるということは繰り返し申し上げておきたいと思っております。

○3 番 (中塚礼次郎) ただいま村長はこの問題に対して前向きに考えていきたいというふうに私は捉えましたので、多少時間がかかるかもしれませんが、高齢者の方たちが本当に安心して生活できることと、地域力がどんどん低下していく集落に新しいエネルギーを注入して元気な集落になることが早く来ることを希望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 これの中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。  
ここで暫時休憩とします。再開を午後1時10分とします。

[午前11時51分 休憩]

[午後 1時10分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番 桂川雅信議員。

○5 番 (桂川 雅信) それでは通告書に基づきまして一般質問を行いたいと思っております。

全部で4問あります。

最初は「熱海の土石流事件の教訓をどう活かすか(その1)」です。

「(その1)」と書いたのは、その2があるということです。その2は次回に回した

と思います。

今回の副題は、新たな法改正に村は早急に対応すべきであるという意見です。

2021年7月3日に熱海市伊豆山地区で発生した土石流は、逢初川源頭部に造成された盛土が崩壊して大量の土砂が下流域へ流出し、死者27人、行方不明者1人、被害家屋136棟という甚大な被害を発生させました。この土石流の惨状はテレビや動画ですぐに流されて国民の強い関心を集め、特にリニア新幹線のトンネル残土を谷埋め盛土で処分しようとしている計画地では不安の声が高まっています。

2022年5月13日、静岡県が設置した逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会の最終報告書が公開されました。

最終報告書では、本件を行政対応の失敗だったと結論づけ、その失敗の本質の所在として、最悪の事態の想定失敗、初動全力の失敗、断固たる措置をとらなかった行政姿勢の失敗、組織的な対応の失敗を挙げています。

最悪の事態の想定失敗の項目で検証委員会は「『盛り土』が崩壊した場合に、どういった『最悪の事態』が生じるかを想定すべきであった。」と述べ、次の項目では「『盛土の全体崩壊』という最悪の事態の想定ではなく、盛土の部分崩壊を想定してしまったことが、一連の不十分な対応につながっていると思われる。」と述べています。

この報告書で盛土の全体崩壊が盛土の滑動崩落を指していることは明らかで、この指摘はこれまでの行政の関与する盛土の崩壊事件の中でも極めて重要な指摘となりました。

熱海の土石流事件の後、全国知事会からは盛土規制に関する国の包括的な法制度の確立が求められ、盛土等を行う土地の用途やその目的に関わらず危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法——通称盛土規制法が本年4月27日に公布され、1年以内に施行することとなりました。

盛土規制法の特徴は、1 隙間のない規制、2 盛土などの安全性の確保、3 責任の所在の明確化、4 実効性ある罰則措置の4点を基本方針にしています。

また、都道府県知事など自治体の首長は、人家に被害を与えるおそれのある区域を盛土の規制エリアとして指定し、規制区域の盛土は許可制にし、盛土を実施するエリアは地形や地質に応じて災害防止のために許可基準を設けた上に、施工の中間報告や工事完了後の検査も実施し、無許可造成などを行った法人には最高3億円の罰金を科すとなっています。

この法改正を受けて、長野県も初めて長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例を制定しました。

さて、村として重要なのは、県条例の第34条市町村の条例との関係において以下のように規定している点です。

第34条には、

土砂等の盛土等に関し、市町村の条例によりこの条例の規定に基づく土砂等の崩落等による災害の発生の防止と同等以上の効果が図られるものと知事が認め、規則で定めるところにより公示したときは、当該市町村の区域においては、この条例の

規定を適用しない。

——この条例というのは県条例のことです。と書いています。

つまり、県条例では、地域の盛土による危険を除去するために県条例と同等以上の効果があると認められれば市町村の条例により規制をすることができるとしている点です。

これは今回の法改正で隙間のない規制をするという点や熱海事件の教訓を全国で生かすという点でも重要な規定であり、積極的に市町村でも活用する必要があります。例えば長野県条例では、規制対象となるのは盛土等を行う土地を含む一団の土地の面積が3,000㎡以上または土地の高さが5m以上となるものです。

しかし、この規定でいえば、数百㎡程度の谷埋め盛土は規制を逃れることになるかもしれません。

谷埋め盛土の活動崩落の恐ろしさは、土量や面積の大きさでは決してありません。熱海の土石流土砂は5万5,000㎡だったと言われています。谷埋め盛土が土石流となって流出すれば、たとえ数㎡、数十㎡の土砂であっても危険極まりないのです。人家の裏山が崩壊して被害が発生する場合などは数㎡の土砂の崩壊でも発生します。土石流は巨大なエネルギーを伴って流出するものですから、谷埋め盛土の面積や土量で規制すべきものはありません。

熱海事件の最大の教訓は、谷埋め盛土では最悪の事態を想定するという点でした。この点からすると、谷埋め盛土の滑動崩落の可能性を考えれば、県条例の規定を補完する責任は地域の実情をよく理解している市町村に負わされていると言わねばなりません。

熱海の土石流事件では、最終報告書で組織的な対応の失敗も挙げています。県と市がお互いに責任をなすり合うような見苦しいやりとりは、責任逃れに終始していて、被害者の立場に立っているとは到底思えません。

国と県は今回の法改正で隙間のない規制をすると決めたのですから、市町村も隙間を埋める必要があります。

盛土規制法の施行は来年5月にも、県条例の施行は来年1月1日です。村でも盛土規制条例の検討を早急に始めるべきと考えますが、村長の見解を伺います。

○村長 今回、国は宅地造成等規制法を改正して盛土規制法に移行することで宅地造成箇所に限らず人家への影響がある土地への規制と政策体系の整理が取り込まれたということにつきましては、議員が今御説明いただいたとおりかと思えます。

一方、長野県条例についてでありますけれども、担当者によりますと、発端は同じ熱海市の盛土の崩壊の事例だったようでありまして、盛土規制法を受けてのものではなく、県において検討した内容を公布したものであって、国と内容の相違はあるということのようでありました。

違いの1つは規制範囲だそうであります。国は区域指定をいたしますが、県条例においては、盛土規制——面積が3,000㎡以上または高さ5m以上において規制範囲を決めております。

細かな内容は、今月、全県で担当者向けの説明会が開かれる予定になっております。

なお、村は、中川村美しい村づくり条例で、より小規模の面積——1,000㎡以上でありますけれども、などについても届出を必要としております。

ただし、届出でありまして、規制がかかるというものではないものでありますけれども、そういうことであります。

一番の御指摘の点の隙間を埋める条例を検討すべきであるということについてでありますけれども、県条例の説明、こういったものも含めて、当然、国の新しい規制法との相違、何を狙っているかということも説明があろうかと思えますので、その内容を見て対応を検討していきたい、こういうふうに考えております。

○5番 (桂川 雅信) 実は、市町村に係る条文の部分っていうのはほかの県でも以前からつくられているところがありまして、神奈川県でも同じ条文がつけられています。つまり、熱海の今回の事件の前に、もう既にこういう条例がつけられていたわけでありまして。

ただ、実際にこの条例の中身が生かされているかということ、そうではなくて、今回の熱海の事件でそれがある意味でよみがえったというふうには私は考えております。

先ほどおっしゃっていましたが、村長が言われていますが、県のほうが国とは違った表現を書いているのも、国のほうもある程度は知事がそういうところを裁量で決めてもいいというふうになっております。ですので、同じような考え方を、ある意味、県条例あるいは市町村の条例で上乘せ、あるいは横足しをするということを国のほうも認めているということだろうと思えます。上乘せ、横足しというのは公害関連の法令ではよく行われてきたことですので、同じことを国のほうも意図としては持っているというふうには考えていいのではないかと思います。

特に谷埋め盛土については、その危険性がもうはっきりとしたということは国会でも国土交通大臣が述べておりまして、この問題については今まで対応できなかった三次元解析についてもやるようなことを技術指針の中で触れるようなことも大臣が答弁しておりますので、ある意味で谷埋め盛土については新しい時代に入ったというふうには考えていただいていいと思えます。ですので、そういう趣旨で、県のほうとの協議についてもぜひ前向きに新しい条例の制定に向かって検討していただきたいというふうに思います。

次に移ります。

2番目は「半の沢の用地問題について」です。

半の沢の盛土は県の道路建設事業の一環として行うものですから、県が用地を確保してから工事にかかることが本来のあるべき姿であって、これは公共事業のイロハであります。

半の沢の盛土予定地域の中でも小渋川に隣接する前モトクロス場の跡地部分については、これまで村の用地を県が残土の仮置場として借地をしておりましたが、その際は、村の用地は普通財産ですので、普通財産の使用許可を村が発行する形で県が使用していたはずで

普通財産の使用許可には、当然、用地の使用期間、使用目的や使用の条件が記載されており、本年度の土地使用貸借契約では、使用期間が本年4月1日から来年3月31日まで、使用目的は道路建設工事のためとなっているそうです。これは、ちょっと後で担当課長のほうからそうではなかったっていう話が出てきますけれども、私が調査したときにはこういう回答でした。

中川村の財産に関する条例では、第5条で「普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。」となっていて、そのうち「(1)他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。」、このときは無償または時価よりも低い価格で貸し付けることができるっていうことになっています。県にはこの条項に即して無償で貸し付けていると判断できます。

しかし、この契約書には一般的な用地の貸付けには記載されているはずの貸付財産の原形復旧義務は記載されていないようです。ということは、土地を借りている県は村の所有する敷地内では道路建設事業に必要なからと言えれば何でもできるということなるのでしょうか。この契約書のやりとりに関わった担当課からお答えいただきたいと思います。

そこで、現状はどうなっているかという、本年4月に生コン事件で明らかになったように、JRは現地に沈砂池のようなコンクリート構造物を構築しています。つまり、人から借りている土地に永久構造物を築造するという普通では考えられない行為を県が行っているのが現地の実態です。そればかりか、借りている土地の立ち木まで伐採をしており、県とJRは表向き借りているけれど、実態は自分の所有地であるかのような振る舞いをしています。

通常、行政が普通財産である用地を貸し付ける場合は、例えば現場事務所の設置や残土の仮置きなど、一定期間が終了すれば原形復旧させることが原則であって、もし原形復旧をしなくてよいとするならば、用地の構造変更を認めるのかどうか、認めるのであればどこまで認めるのか、詳細を詰め切った契約書、つまり占有を許可する内容でなければならぬはずですが、普通財産に占有許可など法律上許されるのか、許されるとすればどのような条件が付されるのか、担当課としての見解を伺いたい。

次、このような曖昧な契約をしている場合、この敷地内から何らかの災害が発生した際の責任は、村が土地所有者としての責任を問われることとなります。

他人の土地を借りるという行為はある目的のために一時的に使用せざるを得ないから借りるのであって、その土地に永久構造物を築造することなど当初から土地貸借契約には含まれていないはずですが、というより、村は普通財産である土地に他人が構築物を設置することなどを一般的には認めていないのですから、村は曖昧な土地の使用を継続させるのではなく、JRの工事は一旦ここで停止をさせて、少なくとも盛土に必要な土地所有権の移転交渉をすぐにでも始めるべきと考えますが、村長の見解を伺います。

また村長は、2019年9月定例会ではこの用地問題についての私の質問に対して

当然、盛るとしたら、その前に所有権は全て県のものとした上でおやりください、これが条件ですということは申し上げていきます。

当然、あとの民間の2名の方の同意も必要だと思っておりますので、そうしないとならば一体的な整備はできるはずがありませんので、と回答しています。

さきに挙げた熱海の土石流事件を契機とした国の盛土規制法、長野県の盛土規制条例では、特に重視されたのは責任の所在の明確化で、盛土を行う土地所有者の責任が明確に規定されています。このように盛土に関しては土地所有者の責任は重大なものとなっており、このことは谷埋め盛土であればなおさらです。

村は県に対して半の沢の盛土を行うのであれば土地の所有権を県に明確に移管してから工事にかかるべきであることを法の建前からいっても強く主張すべきであると考えますが、改めて村長の見解を伺いたい。

また、リニア対策室は長野県リニア整備推進局に対して土地所有権の移転について早期に取り組むことを申し入れるべきと考えますが、どうでしょうか。

○リニア嫌銀

5番議員の御質問ですが、村と県が借地契約している敷地内で道路建設事業に必要なからと言えれば何でもできるのか、普通財産に占有許可など法律で許されるのか、また曖昧な土地の使用を継続させるのではなく盛土に必要な土地所有の移転交渉をすぐにでも始めるべき、それから村は土地の所有権を県に移管してから盛土工事を行うべきであると強く申し出るべきである及び県リニア整備推進局に土地所有権の移転について申し入れるべきとの5つの項目になろうかと思えます。

まず使用貸借契約についてですが、半の沢の使用貸借関係を5番議員が確認をされた際、4月からの契約を行い使用していると説明をさせていただきました。

その後、経過も踏まえて詳細を確認したところ、県との使用貸借契約を行っているのは松川インター大鹿線の桐ヶ久保の県道沿いの村有地であり、半の沢についての使用貸借契約は行っていないことが分かりました。こちらの確認不足のため5番議員に誤った情報をお伝えしてしまい、申し訳ありませんでした。

半の沢の道路工事に伴う村有地の使用許可については、令和3年3月に「主要地方道松川インター大鹿線半の沢道路改築工事に伴う道路施設の維持管理に関する確認書」を取り交わしており、公共物に係る行為について許可、承認を行っております。

また、令和3年6月には砂防指定地内における行為申請手続を行うに当たり、県は必要となる盛土等の行為に関する土地使用承諾書を村及び民有地の地権者と取り交わしております。

用地の取得については、当該地は、半の沢を中心に右岸側は国土調査が済んでいますが、左岸側については現地立会い及び認証請求は終了しているものの、法務局の登記を待っている状況であり、県は登記完了後の取得を予定していたようですが、登記完了には時間を要する見通しとなっています。

こうした状況を踏まえ、県から国調登記完了前に用地取得ができないか村担当部署のほうに相談がありまして、法務局と協議をし、登記後の筆への地目変更、合筆など、

村で囑託登記を行っております。

県に現在の状況を確認したところ、おおむね用地測量が終了しており、測量成果が整い次第、速やかに村所有地の取得を進めるとのことです。

村としては、道路改築工事に係る確認書を取り交わし、各種手続の中で土地使用承諾書を取り交わした中で県の責任において工事が進められていると解釈をしておりますが、5番議員の御指摘のとおり、確かに詳細な内容について取り決めておらず、早急に用地買収し所有権移転を進めるよう飯田建設事務所へ申入れを行ってまいります。

○村 長 議員に説明した土地の使用契約、これについては、半の沢ではなくて、西下トンネル付近の桐ヶ久保という地籍の村有地のことでございますので、これについてはまず謝っておきたいというふうに思っております。

確かに議員がおっしゃるとおり、普通財産を貸し付けるに当たって、これの売買契約も済まないうちに構造物を造っていくということは、一般的にはこれはちょっと考えられないと言われると、確かにそのとおりであります。

また、御質問があった私の答弁に対しては、当然、所有権を民地も含めて県が買い上げて、それから手をつけるというのが、これが条件だというふうに私は考えるということをお答えいたしました。このことについてもそのとおりでありますけど、実はそのときは道路の範囲がどこまでかというところで議論がございました。

今回の半の沢につきましては、今築造しております調整池、それから基盤となるソイルセメントを使った盛土、それからその上に集水井を掘りながら雨水をためて流していくと、こういう工法で、最終は上流側にいわゆる土砂留め堰堤を造っていく、そして表流水につきましては開水路で流していくと、こういう一連の全ての場所、これを道路として私は認識をしておるという前提で、県が所有をするというのはそういうことであるということで申し上げたところでありまして、道路をどこの範囲までっていうのはあれですけども、あの当時でありますけれども、たしか県の建設部長さんとの確認の中ではそのことも了解した上での確認書になっているというふうに理解をしております。

そこで、経過についてはリニア対策室長が答弁を申し上げたとおりでありますし、5番議員が御指摘のとおり、熱海の土石流がもたらした甚大な被害、これが起きないとも限らない、部分崩壊じゃなくて全面崩壊になったらどうするんだっていうことでもありますので、土地所有者の責任として、やっぱりこれは改めて強く感じております。

今、対策室長も申し上げたとおりでありますけど、県は所有権移転を早急にやるということで進めておりますので、それに沿って所有権移転を行っていく、そのことを担当であります飯田建設事務所のほうにはきちんと申入れを行っていく、そういうふうに考えておるところであります。よろしく申し上げます。

○5 番 (桂川 雅信) 今、リニア対策室長が話をされた確認書というのは、その根拠になっているのは中川村公共物管理条例だと思います。

公共物管理条例っていうのは村の場合は昭和62年に条例として出来上がったみたいですけども、そもそもこの条例っていうのは何を目的としてつくられている条例

かっていうのは既に皆さん御存じですよ。

ここでいっている公共物というのは、通常を考えれば村の行政財産ですよ。例えば村道に県が県営水道を引く、でもそのときは許してねっていう条例ですよ。そのための例えば確認書を作るとか、あるいは下水道でいえば、受益下水道が村道の中を通るけれども、これは許してねという、そのための条例だと思うんです。あるいは学校の敷地内に県の施設が入りますけれども、それはいいですよっていう、このための条例ですよ。

普通財産を、しかも有効期限なしに確認書を作ってしまうって、普通はあり得ないですよ。こういうような話を実はしたかったんですけども、私が調査したときには、この確認書の話は一切出てこなかったんですよ。これは非常に問題だと私は思います。こんな重大な問題を私は行政の調査に入って聞いているのに、この確認書の話は一般質問の提出まで一切出てこなかった、これは問題だと思います。

ただ、質問通告には出していませんので内容については触れませんが、こんな確認書でこんな重要な占有許可を与えているっていうのはとんでもないことです。ちょっと私は行政として非常に問題だと思います。こういうことが本当に許されるのかっていうことを1つは問題にしたいと思います。

それと、もう一つ、県のほうがそういう動きをしているっていうことを今日初めて伺いましたけれども、そもそも半の沢については、全面盛土の方針でいこうっていうのはもう2年前に決まっていたことですよ。村長と飯田建設事務所の方が京都大学の釜井先生のところに出向いて、この方針でいきますよっていうことで了解を得たことになって、それで村としての了解を得たということでその後ゴーになったはずですよ。

2年前ですよ。2年間の間何をやってたのかと、村長は、もうその前の年——3年前に土地所有権を移転してからやってくださいっていうことを議会で表明していたはずですよ。それなのに、いまだに土地所有権の移転について協議をやっていなかったっていうのはどういうことなのか、私は非常に問題だと思います。

挙げ句の果てにこんな確認書で工事をやっているっていうのは、これは何なのかと、私はおかしいと思います。非常に危険だと思いますよ。

あの確認書によれば、このままずっと工事はできちゃうんですよ、無期限ですから、確認書自体に有効期限はないんですから。県が、いや、ちょっといろいろ事情がありましてって言うていけば、いつまでもあの確認書は生きちゃうんです。村からストップをかけない限り、もうあの確認書はずっと生きちゃいます。そういうことがないように、この問題はきちんと処理をしていただきたい、速やかに処理をしていただきたい、そうしないと後々まで問題を引きずることになると思います。

次に移ります。

3番目ですが、「ツツザキヤマジノギク保全協議会の事業への村として取り組み強化を」ということで質問したいと思います。

本年1月にツツザキヤマジノギク保全協議会が設立されたことは、村の広報紙に「ツツザキヤマジノギクの自生地復元をめざしています」というチラシが折り込まれてい

たことで村民の皆さんにお知らせをされましたので、御存じの方も多いと思います。

ツツザキヤマジノギク保全協議会は、県の自然保護課との関係から事務局を村の環境担当係に担っていただき、この事業に関係する産業振興課、教育委員会、東西小学校が村内住民団体、陣馬形山キャンプ場の指定管理者と連携して設立されました。

本年度から保全協議会の下で事業計画を策定し、既に両小学校での苗の定植や、新たに中川中学校での定植、村民への苗の配布なども行われるなど、計画的に事業が進行しており、陣馬形山山頂では昨年 10 月にこぼれ種による自生種が確認できましたので、2017 年から行っていた苗の定植を本年は一時中断し、自生地復元の経過観察を行っています。ここまで 5 年間の時を要しましたが、産業振興課をはじめ教育委員会関係者の御努力に敬意を表したいと思います。

本年度事業では、村民の皆さんへの普及活動の一環として村民向けの講演会も予定しており、ここではツツザキヤマジノギクの遺伝子解析を東京大学大学院の学生時代から手がけてきた中川さやかさんをお招きすることができそうです。中川さやかさんは、既に 2010 年に小渋川にてツツザキヤマジノギクの調査を行っており、中川村には何度も足を運んだ研究者です。

ツツザキヤマジノギクは県の絶滅危惧種に指定されていますが、今も謎の多い植物で、この謎解き自体が多くの人たちを引きつけていますし、子どもたちにとっては中川村の豊かな環境と里山の自然を感じながらも謎解きの面白さに触れる格好の材料を提供してくれています。

ただ、本年度の事業計画の決定が 4 月以降になってからでしたので、村での予算計上が間に合わず、お招きする先生方にも窮屈な予算でお願いすることになってしまいました。

村長は 2019 年 12 月定例会の私の質問に答えて、イナノギクの再生活動関係している様々な組織が再生協議会をつくっていただければ、この活動に関しての財政的な支援、こういったことにつきましても十分に相談に乗ってまいりたいというふうに考えておりますと回答していました。

協議会の次年度計画はまだ未確定ですが、専門家を小中学校での講演にお招きできないか検討したいと考えております。

また、従来から行ってきた保全活動を継続しながら、中川村からかつての自生地であった伊那谷全域で再生活動を呼びかけることも必要と考えています。

このことについてですが、ツツザキヤマジノギクは 1997 年 12 月に発行されている長野県植物誌においても初めて新学名として発表されていまして、翌年の植物分類学会で新種として広報されていました。長野県植物誌には、小渋川の下流域のほか、松川町、豊丘村、飯田市内で現存していると報告されていました。

次年度に向けて村としての必要な予算措置は必要と考えていますが、村長と教育長の見解を伺いたいと思います。

○村 長 研究者を招聘して専門的な見地から、また、ここを見ますと議員のおっしゃるとおり謎の多い植物という非常に興味深い話が聞かれるならば、小中学生にとってわくわ

く感のある取組だと私は思います。

講師を招聘するには、講演料、宿泊旅費も必要だと思います。県の補助制度であります元気づくり支援金事業の申請、また村の特色ある地域づくり事業での助成など、幾つか対応できるようなものがありますので、相談に応じてまいりたいと思いますし、後でまた教育長からもお話がありますけれども、村としては、私も以前お答えしたとおり財政的な支援をしていきたい。

ただし、再生協議会主導でやっていただかないと、全てのものについて行政がというわけにはまいりませんので、そのことはよろしくお願ひしたいと思っております。

○教育 長 これまで保全会の皆様には大変な御協力をすごいただきまして、ツツザキヤマジノギクの保全活動、これにつきましては小中学校の毎年の学習にも位置づき、また子どもたちもこういう体験を通して学び、中川村の学校ならではの学びの機会になっていると、そのように感じております。

また、公民館でも本年度、自然探訪講座——これは 6 回シリーズのコーナーなんですけれども、に陣馬形山山頂で植物観察という講座を組み入れまして、ツツザキヤマジノギクの開花時期に合わせて地元の講師の方を交えた観察会を行うと、そんなことも計画しております。

次年度に向けた村の予算措置についてのお尋ねでございます。

現在、学校においては、ツツザキヤマジノギクのほか、ブッポウソウであるとかミヤマシジミであるとか、そうしたものの保全活動や学習について、里の会や研究者の方々の協力を得て学習の機会をいただいているところでございます。

教育委員会としてもこうした学習をこれからも中川村ならではの学習の 1 つとして大事にしていきたいと考えておりますが、保全活動そのものにつきましては取り組んでいただいている各団体に推進の柱となっただいて、必要な支援は教育委員会としても行っていくという考え方でおります。

また、学校における専門家の御講演の御提案もいただきました。

現在、学校におきましては、やるべき教育内容がたくさんございます。教育課程の中、どこまでをどのように学校教育の中に取り入れていくかにつきましては検討の余地があるかと思ひます。面白い題材であることには間違いはございませんが、最終的には学校との検討における判断に委ねることになろうかと思っております。

いずれにしましても、保全協議会が設立をされまして推進していく仕組みができたということは承知をしておりますので、保全協議会でしっかりと協議をした上で、必要な予算を教育委員会としても計上していきたいというふうに考えております。

○5 番 (桂川 雅信) 村長、教育長からは協議会としての事業として進めてくださいという話でしたので、そのとおりで、私どももそのつもりでおります。協議会の事務局は建設環境課のほうで担っていただいておりますので、そちらのほうと連携しながら村、教育委員会で取組を進めていただけるように準備を進めたいと思ひますので、そのときはぜひ御支援のほうをよろしくお願ひいたします。

最後になります。4 番目「廃棄物処分場からのビスフェノール A の流出について」

です。

東京農工大学の高田秀重教授らの研究チームが多摩川の上流域で環境ホルモンのビスフェノールA——BPAと略されていますが——ビスフェノールAの濃度が急激に上昇する原因をたどっていった結果、東京都下水道局の下水処理場、八王子水再生センターが浸出液を受け入れているごみの埋立処分場が発生源であることが分かりました。

ごみの埋立処分場から浸出液にビスフェノールAが含まれる経路としては主に2つあって、1つはプラスチックなどに含まれる添加剤として使われているもので、これは添加されているだけなので埋立てから比較的短期間のうちに浸出液に含まれるようになると考えられています。

もう一つはポリカーボネートやエポキシ樹脂のように原料にビスフェノールAを使っているプラスチックに由来するもので、こちらはプラスチックが分解してから浸出液に含まれるようになりますので、長期間影響が続くと考えられています。

高田教授は、多摩川で検出されたレベルで直ちに人体に危険が及ぶわけではありませんが、環境ホルモンは微量でも気づかないうちに生殖をはじめ様々な影響を与えることが心配されています、プラスチックが少しずつ分解して浸出液にビスフェノールAが含まれるようになることを考えると、長期にわたる監視体制を確立することが重要だと述べています。

村内には一般廃棄物の埋立てを行ったところがあり、そこからの浸出液も毎年監視されているようですが、河川水、地下水、底質など環境試料中のBPAや生体試料中のBPAの分析にはガスクロマトグラフ質量分析計を用いるなどの技術が必要ですので、産廃処分場の監視を行っている県と共同で監視活動を計画的に行う必要があると考えます。

担当課の見解を伺いたいと思います。

指摘の趣旨については了解いたしました。

村では、三共地区に不燃物処理場があります。平成10年まで一般廃棄物の埋立てを行いました。埋立終了後は地下水の検査等で経過観察をし、平成19年度には覆土を行い、村が公共工事用の土砂置場等に使用しています。既に休止しているため県の管理からは外れております。

現在は、毎月の簡易な検査に加え、年1回、地下水の水質汚濁に係る28項目を検査しています。したがって、埋立終了後の処分場についての変化の監視については継続している状態となっております。

県の環境課にも相談したところ、指摘のビスフェノールAについては、プラスチック由来であることは認識しておりますが、現状では監視項目として取り上げられていないとのことでした。

県は上伊那地域振興局に2名の廃棄物監視員と指導員を配置しており、三共不燃物処理場については監視外ですが、民間による桑原地区の産業廃棄物処分場の監視は継続しています。

○建設環境課長

また、環境部において専門的な相談は受けてもらえますが、個別の検査をお願いすることは難しいかと思えます。

民間への委託でのビスフェノールAについての検査は不可能ではありませんが、従来からの検査結果を基に、地下水状態の変化があれば対応する方針で廃棄物処理場の管理を行います。

○5 番 (桂川 雅信) 環境ホルモン物質というのは、影響が出てくるときというのは非常に劇的な影響が出てきてしまっていて、そのときになって慌てると実はもう取り返しのつかないことが結構起こっています。

特に生体への反応で出てくるのは、皆さん御存じだと思いますが、環境ホルモンで奇形の魚が出たり動物が出たりって、もう20年ぐらい前ですけれども、90年代にそういう話を聞かれたことがありますよね、魚が奇形になっているのをよく御覧になったことがあると思いますけれども、あれは全部環境ホルモンです。

ビスフェノールAもその一部でありまして、そういう意味では、影響が出たときにはかなり甚大な影響があちこちに広がっているというふうに考えていいと思います。

高田先生がこの問題をわざわざ記者発表したのは今後全国で起こるかもしれないところに警鐘を鳴らしたというふうに考えていただいて——村でもたしか廃棄物処分場の下流の水質検査ではダイオキシンをやっていたと思うんですけども、中部公衆衛生でもダイオキシンをやっていますから、多分ビスフェノールAは計測できると思います。あそこまでやっていますので、さっき言ったGCMSは行っているはずですから、ぜひ中部公衆衛生で——そんなに検体をたくさん取らなくてもいいので、継続的にやるということが私は必要だと思います。

何か起こってから何か対策を取るというのでは、この問題は非常に遅くなってしまいます。もし人間に影響が出たときには、もう取り返しがつかないことになっている可能性もあります。これは、もう皆さんよく御存じですね。水俣病なんかはそのとおりです。人間に被害が出てからではもう遅いんです。ですから、その前に危険性のあるものは察知しておく、これは私たちが公害を経験した中での重要な教訓ですから、危ないものは事前察知をしておくということにぜひ心がけていただきたいと思います。

以上で私も質問は終わります。

○議長 これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。

次に、4番 長尾和則議員。

○4 番 (長尾 和則) 私は、さきに提出しました一般質問通告書に基づきまして3項目の質問をさせていただきます。

まず前段からお話しますが、中川村第6次総合計画の前期基本計画期間は2020年4月1日～2025年3月31日の5年間となっております、2022年9月である現在は、ちょうどその中間点、いわば折り返し点に立っております。

計画された諸事項を確実に実施し、計画倒れに終わらせないためには、マネジメントサイクルの基本であるPDCA、これをきちんと回していくことが非常に大切なことだと考えます。

前期基本計画の中間点である現在は、PDCAのC、いわゆるチェックが必要な時期です。私はその観点で本日幾つかの質問をいたしますので、村のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

まず1項目めです。

少子化対策として若者世帯が村内へ住宅を建設するインセンティブ——日本語にすれば動機づけ——インセンティブの拡充を図ったらいかがかとの趣旨で質問をいたします。

第6次総合計画の狙いである持続可能な村づくりの推進のためには幾つもの政策が必要ですが、中でも少子化対策、子育て支援は1丁目1番地に置くべき政策であると考えます。

前期基本計画でも少子化対策、子ども子育て支援は、第1章第1節、計画の冒頭に挙げられております。基本方向は「希望する人すべてが安心して家庭を持ち、子どもを産み育てることのできる村を目指します。」となっております、まさしく持続可能な村づくりのベースとなるべき取組です。

施策の内容の中に「若者世帯の定住促進及び、子育て世帯の精神的、経済的負担を軽減するため、住宅の取得を支援します。」との項目があります。

村では2019年4月から2025年3月の7年間を補助対象期間として子育て・若者夫婦3世代同居等のための住宅取得等補助制度を設けています。

午前中に可決されました中川村一般会計補正予算の中でも対象となる補助金等について今年度600万円を加えるとの御説明をいただきました。恐らく若者世帯に人気のある制度と推測いたします。

そこでお尋ねしますが、2021年度までの3年間及び今年度の補助制度の活用状況について担当課の御回答を求めます。

○村長 担当課から数字をもらっておりますので、私のほうからお答えをしたいと思います。実績ということですけど、ちょっと控えていただければ、あるいは数字を頭に入れていただければと思います。

3つあります。

まず、子育て世帯住宅用地取得支援事業補助金、こういう制度がありますが、令和元年度は2件180万3,000円です。令和2年度も2件191万8,000円、令和3年度は5件で421万円であります。それから、令和4年度の9月1日現在の実績であります、3件で249万5,000円あります。

次に子育て世代住宅取得補助であります、ちょっと表にすればよかったんですけど、すみません。令和元年度7件175万円、令和2年度3件75万円、令和3年度が4件で100万円です。令和4年の9月1日までの実績でありますけれども3件75万円の実績がございます。

3つ目、最後ですけど、3世代同居新增改築等支援事業であります。令和元年度が12件763万2,000円、令和2年度が10件770万8,000円、令和3年度が15件969万8,000円で、令和4年度が5件で246万4,000円あります。

それから、今年の9月以降でありますけれども、今3つの補助金について申し上げましたけれども、この合計で7件700万円の支出の予定があるということをおし添えさせていただきますというふうに思います。

これが令和元年度から4年までの実績でありますので、よろしくお願いをいたします。

○4番 (長尾 和則) ありがとうございます。

年々補助も伸びておるということを伺いました。補助制度として大変若者世代にとって有意義な制度ということかと思えます。

ニーズのあるところには、なるべくそれに応えていくことが村の基本姿勢として大変重要なことと考えます。

お隣の飯島町では今年度より4年間を期間として49歳以下の方を対象に飯島町に光をそそぐマイホーム取得補助金制度を設け、補助限度額200万円といった思い切った政策を掲げ、若者世帯の定住促進を図っております。

また、マイホーム取得に向けての奨励金の制度として新築住宅の固定資産税について全額相当額を課税年度から起算して10年間補助するといった制度も始められました。

伊那市においても来年度からいな住まいる補助金と銘打った制度を始められます。これは、旧伊那地域の住民——高遠・長谷地域についてはもう既に制度があるそうです——旧伊那地域の住民で、45歳以下か中学生以下の子どもがいる世帯を対象に、伊那市内への新築、市が定めた居住誘導区域内への新築、市内に本店・支店・営業所のある事業所で建築するといった幾つかの要件ごとに補助金額を加算して、最大で150万円の補助金が受けられる制度のようです。

単純に比較するべきものではありませんけれども、中川村の住宅取得等補助制度の対象期間もあと2年6か月ありますので、制度を柔軟に運用して、さらに若者世帯定住のインセンティブとなるよう努めるべきかと思えますが、村のお考えをお聞かせください。

○村長 飯島町の状況につきましてはお話があったとおりでありますけれども、令和4年8月までの実績は、申請が28件、最大補助限度額200万円として掛けますと補助額は5,600万円ということのようであります。当初予算では足りずに6月に補正し、また9月にも追加補正の予定であるということですから、今、議会が開かれていますので、議論の最中かというふうに思っております。

申請者の内訳なんですけど、約8割の方は町内の方であるそうありますので、町として町外の方からの申請、つまり町の中に誘導を図るには町外の方ということですから、もしかして、中川で土地を考えていて、やっぱりいいところがないや、補助制度は向こうが魅力的だと思えばそちらに行くかもしれないというふうなことのようでもあります。

先ほどお話がありましたとおり、伊那市でも令和5年度から住まいる補助金——「住まいる」は笑う「スマイル」と「住まう」をかけているようなところがあるようであ

りますけれども、旧伊那地域への人口減少対策をこれをもって補いたいという考え方のようです。

もう少し村の補助制度について申し上げたいんですけど、令和3年度まででありますけれども、住宅用地の取得につきましては最大100万円の補助を打ち出しております。

3世代同居住宅新增築50万円が基本でありまして、もし村内事業者の建築業者さんを使っていただければプラス50万円ですから、50万円50万円で100万円、住宅の土地の取得と合わせれば最大200万円の補助になると、こういう計算をしたところでもあります。

それから、もう一つ、空き家の除去でありますけど、空き家の除去につきましては最大100万円の補助を出すような仕組みもございます。

まだまだこういったところが知られていないのかもしれないと思いますが、土地代に関しましては、いつも思うんですけど、私どものところはエアポケットなんですよ、北から来ると、飯島へ来て、中川村へ来るとがくんと急に落ちるんですよ、それでおいて、また今度は松川へ行ってぐっと上がるということで、私は単純に金額を比較できないと思います。ですから、それなりの現状の宅地の金額も評価しながら決めてきたところありますから、あとは知られていないとしたら、これは宣伝の問題かなということも考えております。

そういうことでございますので、どうかよろしく申し上げます。

○4 番 (長尾 和則) いずれにしても大変有意義な制度かと思っておりますので、前向きにこれからも御検討いただいて、加えて2026年度以降の制度設計についても早め早めに取り組んでいただくようお願いをしておきたいと思っております。

補助制度によるインセンティブというのは、先ほども言いましたがニーズもあって大変重要な施策ですけれども、一方で、住宅を建てる場所、宅地をどうするか、こういった点については、これから家を構えようとする若者の世帯にとっては大変重要な問題であると思っております。

下伊那郡下條村では1990年代から2000年代にかけ若者定住促進住宅の整備をはじめとする少子化対策に積極的に取り組み、一時は村の人口が増加に転じ奇跡の村、地方創成の成功例などと各種メディアで紹介されましたが、現在ではまた人口減少局面に入ってしまったようです。

その原因の1つとして、若者定住促進住宅で子どもが育ち、さてそろそろ村内に戸建て住宅をと考えても適切な住宅用地がなかったため、結果として飯田市近郊に家を構える、そういった若者夫婦が多かったとお聞きをしております。

この事象を他山の石と捉えますと、持続可能な村づくり、若者世帯の定住促進には、住宅用地の適切な供給、とりわけ村土地開発公社による分譲地の提供が必要と考えますが、村のお考えをお聞かせください。

○村 長 今現在の土地開発公社が所有をしております分譲宅地について申し上げます。八幡平地区が1区画、それから小平分譲地が4区画の計5区画であります。南原地区に1

区画あったんですけど、これについてはどうも売買契約が成立しそうでであると、こういうことを聞いておりますので、現在5区画が未売却という状態でございます。

分譲地価格が販売当時のままでありますので、昨今の土地価格の下落、こういったことを反映した設定にどうも変更する必要があるんじゃないかというふうなことを土地開発公社の理事会では提案をし、理事の皆さんには了解をいただいております。

中川村は、先ほど言ったように土地代が非常に安いと、しかも毎年の土地の調査を見ますと毎回下がっています。そういうことから、これについても当然反映していかないと、従来のおりの下水道も完備していますよ、それも織り込み済みですよでは、これはどうも、お客様というか——先ほどインセンティブというようなお話がありましたけれども、若者に景色がいいですよ、学校もある程度近いですよ、非常に自然がいいですよだけではやはり駄目だろうと思っていますから、売り方については価格を考える必要があるだろうというのが1点。

それと、それでも引き合いがない場合は、例えば村営住宅等の建設も検討しなければならぬかなと、若者向けの住宅を建て、これを呼び込み、最終的にはこれを売却するような形、といいますのは、沖町の戸建て住宅、それから中田島の戸建ての住宅については、一定年数、一定年数といいますのは12年経過したところについては、実勢価格といいますか、不動産の調査をしていただいて、それでもって若者の皆さんにこの価格でどうでしょうかということ売り渡すことを今やってきております。

もう既に2件、沖町に1件、それから中田島にも1件、売買契約が成立しておりますので、こういうことも併せて考えますと、やはり住宅の価格をきちんと正しく評価をしながら、今ある——特に沖町は非常に景色がいいですし、中田島に至っては国道、コンビニに近いということで若い方にはどうも非常に人気があるようでありますので、こういう現状で、村の持っている財産、これを一定の償却が終わりましたらこういう若い皆さんにそれなりの価格でお譲りしていくということも併せて考えていく必要があるだろうということをお聞きを申し上げます。

○4 番 (長尾 和則) ありがとうございます。いろいろな方法で若者を誘致するというのがよく分かりました。

私もこの9月1日から土地開発公社の理事を拝命しましたので、一緒になってこの問題に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは2項目めの質問に移らせていただきます。

「牧ヶ原台地の土地利用構想について」お尋ねいたします。

第6次総合計画の基本構想、第4章では土地利用構想が挙げられております。

その中では、中川村の土地利用の課題として「中川村の土地(中略)は、住民共有の生活基盤、生産基盤であり、限られた資源であることから、住民の理解と協働のもと、公共の福祉を十分考慮し、長期的な視点に立った土地の利用を進める必要があります。」とあります。

翻って、牧ヶ原台地の土地利用が村として長期的な視点に立って土地利用を考えておられるのか若干疑問に感じておりますので、幾つか質問をさせていただきます。

牧ヶ原の土地利用につきましては、昨年 12 月議会で 2 番議員の松村議員が取り上げられましたので、その点も踏まえて質問いたします。

その 12 月議会における宮下村長の御回答の中では、小和田地区の圃場整備と併せていろんな意味での牧ヶ原の土地利用の在り方に関連も出てくる場合もあるとのお話がありました。

牧ヶ原の農業用水は小和田地区から揚水ポンプでくみ上げていることは御承知のとおりです。小和田地区の圃場は、今後、基盤整備事業によりリニアの残土等を利用してかさ上げが行われます。そうすると、必然的に牧ヶ原地区の揚水ポンプの改修が必要となります。

昨年 12 月議会での質疑の中では、宮下村長から、牧ヶ原地区の揚水費が 10 a 当たり 1 万 1,000 円かかっており経済性があるとはとても考えられない、牧ヶ原開田組合の役員の方からもお金をかけて水田を作る米の値段ではないので別の農地の利用ができないだろうかと逆提案があったとのお話がありました。

また、土質等から現状では 1 等農地であり、農業振興地域の網がかかっているため、これを大きく変更することはかなり難しいとの回答もありました。

一方で、この揚水ポンプは国庫補助事業で今から 5 年前の平成 29 年度に更新され、事業費 1,520 万円は国、県、受益者の事業費拠出により実施されました。村からは拠出がないというふうに回答がありました。

まず 1 点目の質問です。

5 年前に大きな費用をかけて改修したポンプを今後数年間のうちに再度改修し、長期的な視点に立って 1 等農地として牧ヶ原台地を活用していくのか、それとも牧ヶ原の現況を鑑みて揚水ポンプの改修をやめて農地とは別の目的として土地利用を推進していくのか、村の中長期的な構想があればお聞かせください。

○村 長 開田組合の所有しております揚水ポンプについて改修を行っておりますので、まずその経過からお話をさせていただきます。

平成 29 年度に土地改良維持管理適正化事業——こういう事業名の国庫補助事業です。揚水ポンプ 2 台を交換し、建屋——あそこに揚水機場がありますので建屋の改修などを村の発注工事にて行っております。事業費は 1,560 万円ほどとなっております。牧ヶ原開田組合からは令和 3 年度までの 5 年間に分割して負担金をいただいております。まず、こういう現状があるということでもあります。

それから、もう一つ、私のほうでといいますか、令和 3 年 10 月に牧ヶ原開田組合の役員の皆さん 3 人——正副組合長、会計の方でありますけれども、お見えになりました。村へ将来計画策定の要請があったところでした。そのことでもありますけれども、水田作付に伴うポンプ揚水に多額の維持費がかかっていると、水源となる小和田揚水組合への負担金が多額となることが想定される、将来的に水田として耕作していく人は減少していくなどの理由から、危機感を持っての話だったというふうに思っております。

私が営農センターのセンター長になっておりますので、まず申し上げたいのは、牧ヶ

原につきましては、実は農業振興地域——今ある水田を中心にして、畑も一部ありますけれども——農業振興地域に編入をしてあります。それ以外のところは、昔は——学校、文化施設がありますところ、堀之内と、それから南原——今は住宅団地になっています。南原の集落ができていますけど、ここが農振農用地だったかどうか分かりませんが、ここについては水田がありました。これは事実です。

こういうことでありまして、今は違うものになっていますけど、多くのところが農業振興地域であるということから、営農センターでは農地として維持していくことを前提に検討を行って見たところでもあります。水利、水が不要——作物に水が不要っていうことはありませんけれども、あえてかんがいをしなくても何とかするという耕作を目指さないかということで、ソバですとか露地野菜、ゴマなどの栽培地へと変えていったらどうかということも検討したところでもありますけれども、すぐには結論が出ておりません。

もう一つ、子どもの数が非常に減少しているということで、東小学校につきましては、今現在の 2 学年は 11 人となっている、そういう現状があります。もう一つ、併せてコロナ禍による出産控えが明らかにありまして、この 3 年間の中で生まれてきた子どもさんがそのまま段階を経て小学校へ上がっていきますと、1 桁の学年がもう確実に生まれます。そういうことでもあります。

もう一つ、中川中学校が建設から 46 年も経過しているということで、中川村の小学校、中学校の在り方を現在は検討していただいていると。

牧ヶ原には公営住宅もあるけれども、実はこれも老朽化をしておりますのと、入居している方については高齢化も目立っている、こういうことがあるわけでもあります。

もう一つ、過去には中学校を牧ヶ原に建設して、南原地籍に分譲地を造成して、堀之内には社会体育館や総合運動グラウンド、文化センター、図書館を建設するなどしてきておりまして、村は土地利用をそれぞれすみ分けながらやってきたということになるわけでもありますけれども、今は、文化施設等、いわゆる牧ヶ原というのが居住地の中心であると、村民の皆さん、また村外の方もそういう認識でいるんじゃないかというふうに思っておりますので、もはや農業振興のためにある牧ヶ原ではないというのは、私もそのとおりで思っております。

現状はそういうことなんですけれども、もう将来の土地利用を構想していく、考えていく時期にあることは事実でありますので、関係団体と話し合いを重ねながら土地利用の構想を考えざるを得ない、こういうふうに思っております。

○ 4 番 (長尾 和則) 丁寧な御回答をいただきまして、私が 3 つ目にお尋ねしようと思っておったことにもほとんど御回答いただきましたけれども、大変重要な問題かと思っておりますので、重なるかもしれませんが、もう一回お尋ねさせていただきます。

今、村長がおっしゃったように、なかなか長期構想は一朝一夕では出せない大きな問題であることはよく理解できます。

もうちょっと客観的に牧ヶ原台地を眺めてみますと、今、村長がおっしゃっていたんですが、牧ヶ原台地には中川中学校や文化センターをはじめとする幾つもの

村の施設があり、おっしゃったように、まさしく中川村の文教地区の中心地となっております。

また、中川中学校が開校した1976年の時点ではなきに等しかった戸建住宅も46年後の現在では約120戸に増えました。村営住宅も55戸を数え、合わせると村の全世帯数の1割強が牧ヶ原台地に在住している現実もあります。

さらに、これもおっしゃっていただきました。現在、保育園、小・中学校のあり方検討委員会で議論されています中川村の子どもの教育、育成のステージとして牧ヶ原台地は欠かせない場であると、私も個人的には考えております。

加えて、先ほど3番議員から独り暮らしの高齢者が安心して生活できる環境づくりとして共生型村営住宅設置の御提案がありました。将来的には高齢者を対象にしたこのような施設も考えていく必要があると、私も強く思います。

これらのことを併せ考えると、第6次総合計画の土地利用構想の中でうたわれている長期的な視点に立った土地利用を進める必要があるとの趣旨から、牧ヶ原台地の長期的な構想をきっちりと組立て、それに基づいて、先ほども上げました揚水ポンプ改修の是非の判断、文化センター周辺の文教施設の改修及び牧ヶ原村営住宅の老朽化に伴う対応、さらには、さきの質問で私が取り上げました若者世帯の定住に向けた分譲地の開発、これらを総合的に検討していくべきだと私も考えます。

先ほど質問の中で述べました5年前の揚水ポンプ改修における国、県からの拠出金の問題、先ほど村長もおっしゃった農振の問題、これらも十分承知しております。

でありますので、もう一段、大所高所に立った村の対応を考えていくべきだと考えます。

村の中心地といってよい牧ヶ原台地の土地利用は、行き当たりばったりで成り行きに任せて行うのではなくて、中長期的な計画をしっかりと立て、それに基づいて実施していくべきと考えますが、先ほどの村長の回答と一部重なってしましますが、もう一度お考えをお聞かせいただけますか。

○村長 質問をよく聞いて答えるべきところ、余計なことまで言ってしまうので……。今おっしゃっていただきましたので、質問をいただきましたので、先ほど言ったことも含めてでありますけれども、改めてお答えします。

何度も言いますが、前回、松村議員から質問を受けたとき、何か奥歯に物が挟まったというか、そういうふうにはぐらかすような、具体的なことが出せないというのはなぜかという、実は、中学校の統合の問題、それから公営住宅が古くなってきている問題、当然、これから土地も含めてどこへ建てるのかということ、文化施設の中心はやっぱり牧ヶ原だろうというものがあるということと、もう一つ、今度の小和田地区の農地のかさ上げによって恐らく影響が出てくる浸水想定がされることから安全なところに皆さんの住居の何軒かは移っていただかなければならないという問題もあるものですから、こういうことを総合的に考えていきますと、やはり牧ヶ原が1つの候補として上がってくるという意味で、農振農用地としての網がかかっている中で

このことをもう全面的に進めますとはうまく言えない現状だけは——これはオフレコにしてもらうんですけど——ということなんですよ。

ただ、総体の中で土地利用の計画はきちんとつくって、もう農振農用地の問題も改めて見直しをして進めなければいけないのは、いつまでもという言い方をしちゃいけませんけれども、ポンプをでは唯々諾々という言い方もいかんですけれど、米がこういう値段のときに、水田には別のものを作っていますが、最初の契約で村がそのとおりの水引相当をずっと負担しているわけですね、これは村も買上げたりしている中ではこれが契約になっていますので致し方ないことはあるんですけど、にもかかわらず、やはり米がこんなふうな状況、お米が安いんで、実は開田組合の皆さんは、最初はもっと負担金を上げてもらえないかという話で来たんですけど、これは無理ですよっていう話をしたんですね。それで、開田組合の皆さんも当然そうだろうということもあります。

ポンプの問題と、とにかく全部混然一体となるって言い方はありませんが、計画をやはりもう進めていく、どういうふうにしていくかっていう1つの動きは、やはり小中一貫といいますか、統合した学校、ここをどうしていくのかということによって全体の牧ヶ原の土地利用が大きく動くということをあえて改めて申し上げますが、そういう意味で、長尾議員がおっしゃられるように、もうそのときそのときの対処では行かないことは事実ですから、そういうふうと考えております。

それから、もう一つ、ポンプにつきましては、今度のかさ上げ、今どういうふうにかさ上げするのかっていうのを実際に測量しながら、要するにあそこを埋めたら水がどのくらい上がってくるかっていう、国のほうから全部シミュレーションして計算してもらってまして、排水路もどうも全体を上げなければならないということですから、それをしていったときに、当然、牧ヶ原のポンプ場、これもどうも上げなければならないだろうなというふうに考えています。

そういう意味で、この負担はともかくとして、これはこれで小和田の土地が大分変わってきますので、そうはいつてもまだお米を作るんだっていう方もいますでしょうから、やっぱりポンプはポンプ場としてできるようにやっておく必要があると。

もちろん、この段階ではもう国の補助はもらえないだろうと思っておりまして、これは何とかしなきゃいけないのかなというふうなことも併せて付け加えさせていただきます。

○4番 (長尾 和則) 牧ヶ原のポンプにつきましては、ちょうど私が生まれた1960年に桑畑から水田にしたということで、私も現在住んでおるといこともありますが、非常に興味があるところでもあります。当然、私の地元の牧ヶ原地区、それから私の出身地域である田島地区の皆さんと話すと、やはりこの問題が将来どうなっていくんだろうかということとは心配される方が大変多いです。

今、村長から分かりやすい説明をいただきましたが、ぜひ議会も一緒になって中長期的にこの問題に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後の質問に移ります。3項目めになります。

毎年春に村内全戸に配布されております「生涯学習情報冊子「まなびの里」の来年度における取り扱いについて」お伺いいたします。

第6次総合計画前期基本計画の第2章 教育・文化分野の第2節では生涯学習の推進がうたわれております。

基本方向として「一人ひとりがそれぞれに満足を得るために、自主的に学び、その成果を自己実現や地域づくりのために活かすことのできる村を目指します。」とあります。

一方で、教育委員会が今年度発行された生涯学習情報冊子「まなびの里」の末尾には小さい字で「※今年度をもって「まなびの里」の全戸配布は廃止となります。」との表示があります。前期基本計画の基本方向とは異なる取扱いと考えますので質問をさせていただきます。

議会では2019年4月より議会だよりモニター制度を実施し、毎号、モニターの方々からたくさんの御意見、御要望を頂戴しております。中には、議会だよりに対する御意見にとどまらず、行政に対する御意見等も散見されます。

本年4月に発行した議会だより128号に対するモニターさんの御意見をそのまま読み上げます。

「学びの里」の冊子が来年度から廃止されるとか。この冊子は全戸配布であり、私や知人もこの冊子でサークルを探し担当者に電話しました。予算を削った方は知らないかもしれませんが、庶民は結構、この冊子を見えています。ぜひ復活を。こんな小さな冊子でも中川村の文化を支えています。

私は非常に貴重な御意見と受け止めました。

「まなびの里」冊子の全戸配布を来年度から廃止する理由について教育委員会のお考えをお聞きします。

○教育長

まずは、議会だよりのモニターの方、この方から「こんな小さな冊子でも中川村の文化を支えています。」っていうような御意見をいただけたということ、大変ありがたく思いますし、ここでこういう御紹介をいただきまして、「まなびの里」を作成してきている教育委員会としても大変うれしい反応だなあとというふうに思っておるところであります。

生涯学習情報「まなびの里」について若干経過に触れさせていただきますけれども、平成10年1月1日の文化センター開館後に平成11年度から発行が始まっておりまして、令和4年度——本年度は24年目を迎えております。

この冊子には文化センターの催物、公民館の講座、村内の主な行事、文化体育の団体名簿等を冊子にまとめておりまして、村民の皆様には生涯学習に関わる情報といたしましてこれまで全戸配布という形で提供してまいりました。

この間、情報通信技術の発展は、議員も御存じのように非常に目覚ましいものがございます。スマートフォンやタブレット端末の機器の普及、そういったものに伴いまして誰もが簡単に情報を収集、発信できるようになってきているのが現状だと思っております。そうした社会情勢を背景にしまして、村のほうもデジタルトランスフォー

メーションっていうことでデジタル化の推進っていうことも今進めているところでもあります。

御質問の点、全戸配布を廃止する理由についてということですが、「まなびの里」は本年度も全戸配布を行っておりますが、「まなびの里」に掲載されております情報については村のホームページにも同時に掲載しております。ですので、スマートフォンやタブレット端末等の機器を使っていつでもどこでも必要な情報を得ることができるようになっております。また、そうやって見られることを非常に便利だという御意見も上がっております。

また、「まなびの里」に掲載されている文化センターの催物、公民館の講座等につきましては、その都度、案内のチラシをお配りしたり、あるいは募集のチラシをお配りしたりして各家庭に情報をお届けしているということ、それと文書配布時の総代さんの負担軽減っていうことも時代に合わせて考えまして、冊子につきましては全戸配布することによる生涯学習情報の提供は一定の役割を終えたのではないかとということで判断をさせていただきまして、次年度以降の全戸配布を終了することといたしました。

○4番

（長尾 和則）理由については了解いたしました。

今、手元に「まなびの里」の今年度版を持ってきておりますけれども、これは大変よくできた冊子だと思うんですね。非常に細かい気が配られておる。（現物を示す）この下に1つ穴が開けてある。恐らくこれはぶら下げておいていつでも見られるようにしてある、こういう御配慮かと思えます。非常にすばらしい御配慮かと思えます。

確かにDXは大変大事なことだと私も強く思います。

一方で、よく言われることですが、紙媒体の情報とネット上の情報の違いは何か、もうちょっと言い方を変えるとネットで本を読むのと本屋さんに行って本を探すのとどっちがいいか、いろいろ言われていますが、どっちがいい悪いはありませんが、こういうアナログの媒体のよいのは、ぱらぱら眺めておって、今まで思いもしなかったところが目について、そこに興味を示す、広がりが出てくる、ネット情報でも当然それはあるかとは思いますが、私が昔の人間ということはあるかもしれませんが、こういうものにはそういったいい面が大変あるかと思えます。

確かに効率化にはなるんでしょうが、村民の方の全てがホームページへアクセスできるわけではありません。このサークルの中には御高齢の方のサークルもあるように見受けられます。そういった方々に対しても一定の配慮は必要なかなあと私は思います。

一方で、コロナ禍等の影響で村の文化団体連絡協議会に加盟しているサークルや団体が昨年度、今年度で5つも減ってしまったとの御指摘が同じく128号のモニターさんの意見にもありました。

また、別に2020年3月に策定された第2期まち・ひと・しごと創生中川村総合戦略の重要業績評価指標、いわゆるKPIとして、2024年度の文化団体数を2019年4月時点での数と同じ20団体を目指すという項目が掲げられております。そのような意味でも、前期基本計画でうたう自主的に学びその成果を自己実現や地域づくりのため

の生かすことのできる村を目指す、このために村民に寄り添った対応が必要であると私は強く考えます。

さきに述べましたモニターさんの御意見「こんな小さな冊子でも中川村の文化を支えています。」、このコメントを重く受け止めて来年度以降も「まなびの里」冊子を全戸配布すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○教育長 教育委員会も、やはり生涯学習のこれからを考えたときに、コロナという1つの期間がありましたけれども、発展的に進めていきたいという願いを持っております。

ただ、そのことと全戸配布ってということがこれからの時代に必ずしもイコールではないかなあという思いも持っております。

ただ、このモニターの方のお声っていうのは、村の現状を考えた場合、非常に貴重な意見だという受け止めもさせていただきました。

教育委員会としましては、これまで申し上げた理由等々によりまして基本的には御説明をした方針で進めてまいりたいというふうに思っておりますが、御指摘の中にありましたが、いきなり冊子を全てなくすというについては、情報通信を日常的に日頃から使っておられる方ばかりではないと、そういった事情も分かりますので、次年度から当面の間は村のホームページのデータ掲載と冊子の併用、そんなことを検討してみたいというふうに思っております。

希望する方に配布をさせていただく、あるいは役場とか文化センターのほうに配置をさせていただいて、希望される方にはその機会にお配りできるといったような方向で検討してみたいというふうに思っております。

いずれにしましても、これからも情報発信っていうことについては教育委員会としても課題として大事に考えていかなければならないことだとは思っておりますので、御意見を伺いながら、また生涯学習の推進ということについても務めてまいりたいというふうに思っています。

○4番 (長尾 和則) 教育長のほうから、今、一歩進んだ御回答をいただきまして、ありがとうございます。

この問題について私が電話で事務局のほうにお尋ねしたときに冊子の廃止に反対する声は聞かれませんかという御回答をいただきましたけれども、マイノリティーの声というのは大切にしないと、声がないから廃止してもいいんだという考えはちょっと乱暴だなあと私はそのとき受け止めました。

今、教育長がおっしゃっていただきましたけれども、やはり声を吸い上げてその善処策も考えた上で対応すると、村民に声がないからやめていいんだという考えはちょっと問題かと私はお聞きしました。そういった意味でも先ほどの教育長の御回答は一歩進んだというふうに受け止めたので、ぜひ前向きな御検討をよろしく願いたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 これで長尾和則議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後3時5分とします。

[午後2時42分 休憩]

[午後3時05分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番 松村利宏議員。

○2番 (松村 利宏) 私は、さきの一般質問通告書に基づき2項目を質問いたします。

まず最初に「防災・減災（地区防災マップ）について」実施します。

まず、子どもから大人までが健康で快適に生活できる村づくりのためには、伊那谷の中心である中川村に活力を呼び込むことが必要です。

中川村は南向村、葛島村、片桐村が合併し65年が経過しましたが、中央に天竜川、東西の河岸段丘にある中小河川が天竜川に流れ込む降雨に脆弱な地形のため、防災・減災を行うことが重要です。

線状降水帯による大雨被害は、2014年広島豪雨、2017年九州北部豪雨、2018年西日本豪雨、2020年熊本豪雨など度々発生しており、甚大な被害を発生させてきました。

気象庁は、このような状況に対応するため、線状降水帯による大雨の発生を知らせる顕著な大雨に関する情報の運用を6月17日より開始し、6月29日には沖縄本島北部、7月1日には伊豆諸島北部、7月7日には島根県、鳥取県の一部、7月16日には九州南部、8月4日には東北南部、北陸、新潟に対して顕著な大雨に関する情報を発令しました。

8月4日の山形県、新潟県、北陸における線状降水帯の雨量は1時間当たり118mmとなり、短時間に河川氾濫や土砂災害が各地で発生しました。

中小河川は1時間当たりの雨量が50mm～60mmで設計されており、118mmの雨量によるとあふれることとなります。過去に災害が発生していない平地部においても排水ができないため低い場所に水がたまることとなります。

まず1つ目として、中川村は防災・減災のため令和元年度から地区防災マップの作成を開始、沖町、北組、田島、中田島、南田島、飯沼、美里など10地区が終了しています。

地区防災マップは、過去の災害、湧水箇所、河川・植生・斜面の現況、ハザードマップを地区で検証することにより各区の危険箇所を具体的に地図に記入し、この危険箇所に基づき組ごとに安全な避難場所、避難経路を設定しています。

地区防災マップの作成は各地区の要望により作成することとなっています。

線状降水帯による大雨の発生を知らせる顕著な大雨に関する情報の運用が6月17日より開始したこと、1時間当たりの雨量が100mmを超えることが常態化していることを考慮し、地区版防災マップは村が主導し全地区で作成することを提案します。

これは私も総代のときに要望するんですかしないんですかっていう話で言われまして、当然、南田島地区だったらそれを要望しますと、そのときに中田島・田島地区も一緒にやりましょうということでもやりました。

これは私が議員になった最初の年に、地区防災マップ、要するに地区で何もないと、ハザードマップはあるけど、これは地区では使えないよということで村のほうに提案をし、村も県との連携でこれが開始したという認識でいます。そういう観点で、これは今しっかりと全地区でやる必要があるということで提案をさせていただきます。村の見解をお聞きします。

○村 長 令和4年度、中川村内においては警報級の雨量観測はないところでありますけれども、県内外で線状降水帯による記録的短時間大雨情報が多く発表されております。各地で浸水や土砂災害による多くの被害が発生しておるのも事実であります。

有事の際に逃げ遅れがないよう早めの安全避難が重要視される中、村は、長野県の支援を受け、令和元年度から住民主導型警戒避難体制の構築に向けました地区防災マップ作り事業を進めております。

地区防災マップ作りにつきましては、あくまで地域住民の方を主体として位置づけているということから、各地区からの要望により作成を進めているのが現状であります。

地区により土砂災害警戒区域や浸水想定区域の大小があり、地震災害以外で危険とされる箇所には大きな差があるために、マップ作りに意識の差があることも事実であります。

しかしながら、1時間当たり100mmを超えるような雨量になると、どこで災害が発生してもおかしくはありません。

村としましては、住民自らがマップ作りに参加することにより防災に関することを身近に感じていただける機会と捉え、最終的に全地区の地区防災マップを作成していただく予定であります。総代会をはじめ多くの機会に災害に対する情報発信をしながら、地区防災マップ作りを積極的に声がけしていきたいというふうに考えております。

また、危険箇所を多く抱える地区につきましては優先的に作成をしていただくように促しておるところでありまして、場合によって、なかなか地区から手挙げがなければ、村が主導——これは年度計画を立てて、最終的には地区に同意をいただく必要がありますので、そういうことをしながら地区を指定して取り組んでいくということを考えておるところであります。

今年度でありますけれども、北組、桑原、柏原、渡場、竹ノ上、小和田あたりの集落の皆さんに声をかけて、作成をしていただくように協議を進めていきたいということで考えております。

○2 番 (松村 利宏) 今、村長から答弁いただきましたが、極めて重要なことだと思いますので、そのようにお願いします。

なお、その際——河川、傾斜勾配、河川断面、雨量、集水面積、流速などに基づいて河川氾濫や斜面崩壊とか土石流、こういうのが形式的に地図に記入されているというのがハザードマップです。したがって、これが地区に使えるとはとても思えません。では地区が具体的に——天竜川みたいな大きなところはいいんですけれども、中小河

川に立ったときは、では具体的にそれはどこなんだと、では過去にどういう災害が発生したんだというのがないと、なかなかそれぞれの地区では使えないと思いますので、そういう視点も併せて説明していただければというふうに思います。

次に行きます。

顕著な大雨に関する情報は非常に高精度とは言えないが、半日前から予測できることになり、線状降水帯はひとたび発生すると災害発生危険度が急激に高まるということになります。

線状降水帯は梅雨前線、秋雨前線、台風などと連携して発生すると大きな被害をもたらす、特に過去に災害が発生した場所は繰り返すことが多々あります。

線状降水帯による1時間当たりの雨量が100mmを超えるのが常態化していることを認識し、地区防災マップ作成時に線状降水帯による被害想定を検討すること、地区防災マップを作成した地区の危険区域の見直しを行うこと、これを提案します。

これはどういうことかということ、もう薄々皆さんは分かっていたんですけど、これだけ1時間当たり100mmを超えるのが常態化してきますと、今まで大丈夫だったと思うところが全然大丈夫じゃないというのがこの8月にありましたよね、4日のところで新潟、それから山形とか、いろいろありましたけれども、こんなところが何で氾濫するのかというところがありました。

それから、平地部、例えば横前地区の平らなところ、こんなところは今まで水がついたことがないよと、いや、それは100mm降ったら確実に水はつきます。

そういうことで、今まで大丈夫だったと思っているところもしっかりと対応しておく必要があるという視点でここでは述べていますので、御検討をお願いしたいと思います。

見解をお聞きします。

○村 長 顕著な大雨に関する情報っていうのがあります。これにつきましては、その発表の基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高い場合に、半日程度前から線状降水帯という言葉を使って気象庁が呼びかけを行っております。線状降水帯が発生すると災害危険度が急激に高まります。災害に対する心構えを一層高めていただくための呼びかけだというふうに理解をしております。

地区防災マップにつきましては村のハザードマップを基礎資料としておりまして、土砂災害警戒区域などの位置から危険箇所の把握を行っております。

浸水想定区域などは、想定最大規模——どうも千年確率と言われておるようでありまして、これは計算上の話なんだろうけど、天竜川流域で見ますと48時間に605mmの降雨を想定しているようであります。これにより設定されているということだそうです。

線状降水帯による災害想定っていうのは非常に難しいんですけども、ハザードマップにはない過去の災害箇所や、先ほど議員も言われましたが、今まで危険じゃないと思われていたところでも雨が降ったらもう明らかに危険になってくるといふ箇所など、地区防災マップ作りの際に住民の方の意見を拾い上げ図示していきたいという

ふうに思っておるところであります。

既に作成済みの地区においては、新たに危険と思われる箇所がある場合には地区内で相談をいただき地図に追記をしていただく、こういうふうなことを考えて、お願いをしたいと思っております。定期的な見直しが防災意識の向上につながると考えておりますので、こちらからのそういった発信、こういったことも積極的にやる必要があるというふうに思います。

○2 番 (松村 利宏) 改めて、しっかりと地区防災マップ作成、それから作ったところももう一回見直しをというのを村のほうからの指導でまたやっていただけるってことですので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に行きます。

警戒レベル3～5及び避難指示は村長の判断により発令し、防災無線で住民に知らせます。住民には身の危険を感じたら村からの避難指示を待たず自主避難を呼びかけています。

警戒レベル4、避難指示による避難、自主避難は、明らかに危険だと感じた住民は避難をしていますが、経験上過去に身の危険を感じたことがない場合は避難しないこととなります。

これは、おとしのときも私は村内をいろいろ回ってみたんですけど、私は明らかに危ないかなあと思っているけど、誰も危ないと思っていないところがあります。特に南向地区のほうの山沿いのほうは皆さん避難されているというふうに思いますけれども、それから本当に川の近くで明らかになってところは避難していますが、ちょっと離れているともう大丈夫だということがありますので、この辺をしっかりと検討していかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

中川村は、三六災害から61年が経過し、住民の災害に対する意識低下が懸念されています。

2020年7月の熊本豪雨の際、熊本県人吉市の松岡隼人市長は防災無線で市内全域の住民に「市長の松岡隼人です。氾濫の危険が迫っています。今すぐ安全な場所に避難を」と呼びかけました。市長の言葉が避難の後押しになったと語る住民もいました。市長自らが話すことで深刻さが伝わり、より早い時間帯ならもっとよかった、今回始まった線状降水予報は呼びかけの早期化に役立つかもしれないと言われていました。

線状降水帯による大雨の予報については、2022年度以降、順次開始していくことが計画されています。これは気象庁が予報できるようにいろいろな情報をつかまえてやっていきたいというところの表れです。

村は、村長が判断した避難指示を顕著な大雨に関する情報に基づき村長自ら防災無線で呼びかけること、避難指示範囲を拡大することを新たに考えておくことが必要だと考えます。この辺も含めて見解をお願いします。

○村 長 避難情報の警戒レベルにつきましては、大雨や土砂災害警報等が発出された際に状況に応じて村長の判断により発令をするものであります。

顕著な大雨に関する情報については、発表された段階で警戒レベル4相当以上の状

況下にあるわけでありまして、状況にもよりますが、その時点で既に避難指示が出され、避難指示のあった住民は避難しているものと想定されるということなんですけれども、あくまで顕著な大雨に関する情報は強い危機意識を持っていただくための補足情報だということだそうであります。そういうふうに捉える必要があるかと思いません。

中川村においては、天竜川の浸水想定区域ですとか土砂災害を特に警戒しなければならない地域を中心にして避難情報を発令しておるところであります。

線状降水帯の情報が発表されている中では、その他災害情報と併せて検討し、避難情報を発令する範囲を定めていくということになるかと思えます。そのときに受け取った情報により自分の身をどう守っていくのかっていうことを住民の方自ら判断し、どうやって動くかが重要であるというふうに考えますので、地区防災マップ作り等を通じ、やっぱりこれは村民の防災意識の向上を図っていくいい機会でありますので、そういうふうなそういう場を捉えていきたいというふうに考えております。

避難っていうのは難を避けるっていう字で書かれるわけでありまして、特に大雨が降ってきて災害で危険と思われる箇所にお住いの方については避難所ですとか安全な親戚や友人の家へ、自宅が安全な場所にある場合には自宅で安全な、例えば崖から離れたほうの部屋に移っていただくとか、そういうようなことが、やっぱり基本的なことが重要だというふうに言われておりますので、そういうことも併せて毎回言っていく必要があるだろうなと思えます。

実は、話は変わりますが、8月25日に飯田市の危機管理課の後藤課長——この方は危機管理士の1級の資格をお持ちの方です。三六災害から今年で61年なんですけど、60年を経過してシンポジウムがあったときに飯田市のパネリストの代表としてこの方のお話を聞く機会があったわけでありましてけれども、その中で、飯田市では市から避難指示が出された場合、住民の避難誘導や避難所の運営は全て各地域に任せていると、その体制ができていうお話がありました。飯田市の場合には特に地域が広いわけでありまして、全ての地域に職員を派遣して避難所をつくっても間に合わないと思えます。

ただ、中川村の場合には割とコンパクトですから、村の立場として、災害が発生した場合にはそれぞれの職員の果たす役割があります。避難所へ行って避難所開設、避難所運営のお手伝いをする職員もいますけれども、やはりこれについては、まず自主防災組織の運営、これが大前提でありますので、こういったことが機能できるようにしていくには、やはり防災意識の高揚と実際の体制づくり、こういうことを進めていきたいと思っております。

何回も村にも来ていただいて実際に避難所を開設していく防災士の資格のある方——女性の方ですけど——お話を伺ってきたところですけど、避難所を開設するとき何が必要かというマニュアル、こういったものを村もそろえてきたところでありまして。文字がいっぱい何だか分からんとかいう話もあるんですけど。

ただし、これは、もしそうなったときにどうなるのかっていうことは、地区でやっ

ぱり運営をしていただく必要がありますから、毎回、毎年、確認をいただきたい、こんなようなことも併せて思っておるところであります。

○2 番 (松村 利宏) まさに今、村長に御回答いただきましたが、自主防災組織、これが非常に大事だと思っておりますので、次にその辺も含めてまた質問させていただきます。

広報なかかわ、これの8月号の531号、もう終わりましたけど「9月1日は防災の日」「災害時の対応を確認しましょう」として、「災害の犠牲とならないためのポイント」、1として「警戒レベル4」までに必ず避難！、2「ハザードマップを確認しておきましょう！」、3「防災情報を確認しましょう！」、4「地域のつながりが大切です！」と述べており、さらに8月の総代会で災害の犠牲とならないためのポイントを説明しております。

地区防災マップを作成した地区についてはハザードマップ及び地区防災マップを確認すること、総代には地区防災マップを活用し地区住民に説明することが災害の犠牲にならないためのポイントだと考えます。

9月1日に南田地区も地区の防災をやったんですけれども、これはあれですね、総代会が終わった後、総代と話したんですけど、回覧が来たんで見たら、ハザードマップをしっかりやりましょうとかいうだけで、地区防災マップ、その言葉すらなかったということで、即、総代のところに行きまして、総代に地区防災マップは必要でしょうと、そっちをやらないと分からないですよという話をしました。そうしたら、そのようにしますということで、防災訓練のときには地区防災マップの必要性、地図もちゃんとハザードマップじゃなくて地区防災マップを全員の前でしっかりと展示して、そこからスタートしたというのがありましたんで、こういうのは大事だと思いますが、もう一回改めて確認をしたいと思います。

○村 長 おっしゃるとおりだと思います。

住民の皆さんには、防災ハザードマップ、地区防災マップをすぐ手の届くところに備えていただいて事あるごとに確認をしていただく、防災について家族で話し合うなどの意識の向上を図っていただきたいと思います。

もちろん、地区防災マップはまだ全部のところできておりませんので、これについては、先ほど最初に御質問にお答えをさせていただいたとおり、早く作っていく、全地区で作る、なかなか手挙げがされないところは、こちらが主導で押しかけるという言い方はありませんが、主導でも作る必要があろうかというふうに思っております。

そういうことでありまして、総代会等の機会において再度地区内での確認の意味も含めて地区防災マップの確認をしていただくようお願いをしまいたいと思っております。

○2 番 (松村 利宏) 今回回答いただきましたけれども、総代会で重要なのは、自主防災組織、基本的には総代も毎年替わります。2年連続でやられる地区もあるわけですが、それもね。そうすると、やはり総代会のときも含めて村のほうから、地区防災マップっていうものを作っていないところは先ほど回答いただきましたけど、答弁いただきまし

たけれども、作る必要があるですということをしっかりとさせていただくということが必要かと思えますんで、その辺ももう一回改めてお願いしておきます。

それから、地域のつながりっていうことがあったわけですが、これは地区防災マップを活用していくこと、要するに繰り返しそれを自主防災組織の中で組ごとにしっかりと見ていくこと、そういうことによって、例えばその組みが10戸なのか5戸なのか、6戸とか、いろいろあるわけですが、5軒とかいろいろありますけれども、それぞれが今の家庭の状況を組の方は大体分かっていますんで、大体それぞれの家庭が今どんな状況かというのは、それぞれでどういうふうに避難をさせていくか、どういう危険が最近が多いよねというので地区防災マップを活用していくことで地域のつながりが余計にできていくんじゃないかというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○村 長 災害時、実際に災害が起きるぞという段階になりましたら、当然避難をしてくださいということを事前に発令いたします。

また、災害が起こって何かあったときの救助、こういったときには、やはり隣近所の方が助け合いで助けていただかないと、消防団ですとか、あるいは常備消防の組織ではとても全部の皆さんを助けに行けないわけですので、そういう意味で隣近所の助け合いが最も大事だというふうに思っております。

これには、今、議員がおっしゃったように、防災マップを活用していただいて、組み単位で危険箇所ですとか避難経路、どうやって逃げるのかっていうことを把握してもらい、お互いの状況を確認し合う、この人は昼間いないとか、仕事であれだとか、ここにはどうも一人では逃げられないおばあさんが1人で暮らしているとか、そういうこういう人をどうするんだとかいうことまで含めて話し合うことによって地域のつながりが強化されるだろうと、いざというときにまさに地域の防災力が発揮されるだろうと思いますので、地区においてはそのような具体的な取組を考えていただきたいということも投げかける必要があろうかと思っております。

○2 番 (松村 利宏) 回答いただきましてありがとうございます。

それから、同じように、村は6月～10月——今年は今のところ災害情報は非常にない状態で助かって、お米のほうも倒れずにもうすぐ稲刈りができる状況に近づいているわけですが、防災情報を発令し、空振りが非常に多いということもあるわけですが、顕著な大雨に関する情報を活用し住民の早期避難に活用することが必要だということは多々述べてきたわけですが、住民が自ら情報を取りに行き避難に生かせるようにすることが、これは重要だということになります。これは地区防災マップの中でどういう情報で今どんな状況だっていうのをしっかりとやっておくということがまた重要になってくるかというふうに思います。

このため、総代会とか村の防災訓練、地区防災訓練時に顕著な大雨に関する情報について教育すること、それから消防、建設協会、防災士、災害ボランティアなどと定期的に調整することを提案します。

これは、今、村長が言われたことになるわけですが、どういうことかとい

うと、自主防災組織、あと行政、村も含めて、特に自主防災組織が今言った消防、建設協会、防災士、災害ボランティアなどから指導を受けながら、要するに自主的にどんどん動ける態勢を取っていくと、そのためにも村の行政以外の関係する組織としっかりと連携が取れるということを定期的にうまく体制を取っていくということが重要だと思っているので、そういう観点で何かいろいろな提案をしていきたいというふうに思っているんですけども、そういう観点で見解をお聞きます。

○村 長 この6月から運用が開始された顕著な大雨に関する情報、これは6月20日に初めて沖縄県で発表されたようであります。

長野県内ではまだ運用事例はないようでありますけれども、そういう意味では村内の皆さんはテレビで見たり聞いたりする程度ということでありまして、やはりどういう情報がどんな時に発表されるのかっていうことは総代会ですとか地区の集中訓練等の機会のたびに触れていく必要があるというふうに思います。

それから、先ほど提案のありました消防、建設業協会、防災士、災害ボランティアの皆さんと定期的にということは、毎回毎回っていうことは無理ですけど、やはり忘れない程度に、皆さんそれぞれにお忙しい、いろんな職業もありますでしょうけれども、やはりこれはやる必要があるなと思っています。

今まで防災士の皆さんとの懇談会、勉強会もちょっと初めてやって、今年はできなかったんですけど、コロナがはやったというか、そんなこともありましたけど、大分もう社会的な活動については、先ほど私も冒頭の挨拶で述べましたが、会議はもうマスクをしながらある程度の距離を取って1時間程度で換気をしながらやっていくということをやっている、こういうことはやはり一番重要なことですから、担当もまた呼出しだっと思われるかもしれませんが、やはりやっていく必要があるというふうに思っておりますので、このことはこれからの課題だというふうに受け止めさせていただきたいと思っております。

○2 番 (松村 利宏) 皆さん、ちょっとこれが(現物を示す)黄色いのが村の防災マップです。見られたことはありますか。

それから、(現物を示す)これは南田島地区っていうか、中田島、田島地区も入っていますけれども、地区防災マップです。

それで、地区防災マップは、基本的にその地区のところで(現物を示す)こう作ってあります。

これは、過去の災害、特に3田島地区はかなりありますので、過去の災害、三六災害が起きた細かいところまで全部入っているという状況になりますので、これを地区で作りに上げることが、それからそれを毎年見直していくと、それから湧水、山で湧水がどんどん出ているあたりも全部入れています。そういう観点でしっかりと地区ごとに危機意識を持ってやっていただくということが大事だと思うので、もう一回そういう観点でしっかりと検討していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に参ります。

2つ目ですが、中期的視点による人口減少対応っていうことで農業の法人化について述べます。

子どもから大人までが健康で快適に生活できる村づくりのためには伊那谷の中心である中川村に活力を呼び込むことが必要です。

中川村の3歳以下の人口は、この8月1日現在で、人口ピラミッドによりますと、3歳が31名、2歳が32名、1歳が23名と減少しています。先ほどの4番議員の質問の中では、非常に人口が減少していて、村長の答弁では、もう小学校は1クラスの人数が1桁になってしまうんじゃないかと、これはまさにそういうことが言えるんじゃないかという人口になっているかなあというふうに感じます。

中川村は伊那谷の中心であり——この中心というのは商業、経済の中心じゃないですね。地理的中心という意味で捉えてください。伊那市、駒ヶ根市、飯田市への通勤が可能ですが、結婚しどこに住むかとなると、会社により近いところとなります。これは、私の知っている方、もしくは村内の近くに住んでいる方も、皆さん結婚されると、なぜか中川村じゃなくて会社により近いところに家を建てられてしまうと——そうじゃない方もおられるんですよ。でも、そういう方も多数見られるということになります。

そうすると、中川村にどうしても住みたい状態にするということが必要になります。これは、子育て支援とか、いろいろとやられているわけですけども、そういうことを考えていく必要もあると思います。

また、中川村において雇用の確保、拡大を図ることが求められています。このため、中期的視点による人口減少対応が重要だというふうに考えています。

今回は中川村の農業について中期的視点で考えます。

中川村は主要産業が農業のため、村内での雇用増進、収支改善、農業に従事したい若者、兼業農家、定年後に農業に従事したい人が安心して農業ができるようにしなければなりません。

中川村の農業は、高齢化と後継者の農業離れが急激に進み、農地の集約化が加速しています。

この中で、片桐地区の水田の集約は構造改善事業による面積の大きな水田が主体で、面積の小さな水田が取り残されているのが現状です。

水田の耕作状況は大型農機具の導入により効率的な農業となっていますが、農機具1台購入のイニシャルコストが800万円～1,000万円、メンテナンスなどランニングコストが増大し、持続可能な農業経営が厳しい状況となっています。このため法人化が検討されています。

法人化の利点は、農機具購入に伴う補助金を使用できることによりイニシャルコストを低減できます。

一方、継続可能な水田農業の法人化は、水田での収入が4月～11月とるため、年間を通して収入を得ることが求められます。

片桐地区の水田経営は中川村農業の将来を左右する重要なものであると考えます。

現在、片桐地区の水田農業の法人化について検討が行われています。村長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 法人化をして農地集積を図る、こういったときに、国の補助事業の経営強化支援事業、こういったことの採択がされれば必要な機械は2分の1の国庫補助が受けられますが、確実とは言えません。

また、今秋——今年の秋の稲刈り直前となる9月5日に片桐地区営農組合では新たなコンバインの導入を行っております。事業費が930万円で、そのうち村の担い手支援事業——これは単独の補助事業ですけれども、300万円の補助を行いました。

なお、今年から地区営農組合または水田農業に関わる農業法人については補助金上限を300万円に引上げを行ったところでもあります。

片桐地区営農組合の導入の目的でありますけれども、これは、保有している機械の老朽化によりメンテナンス費用が非常に運営を圧迫しているという現状があります。耐用年数が過ぎたような機械を物すごい修理費用をかけて直して、それが農地を保有して機械利用をお願いする農家に跳ね返ってくるということですから、米がこんな状況で、とてもじゃないけどこれは現実的ではないということでありまして、そういう意味で費用の圧縮と作業効率の向上を計画的に図っていく必要があるということで導入をしたものであります。

また、農地の安定的作物栽培と遊休農地削減を目標にしながら、組織の法人化に向けて健全な経営計画の推進を図っていくというふうに行っているところでもあります。片桐地区営農組合の機械導入の目的であります。

こういうことで入れてきたという経過があります。

法人みなかたにつきましても、今秋、新たなコンバインの導入を行いまして、やはりこれも村の担い手支援事業により補助を行っております。

つまり、機械の導入に関しては1台では済まないということがありますから、水田農業の場合には法人の維持が地域農業の維持っていうところに非常に深く関連してまいりますので、これは数年の助成をしていかなければならないだろうと思っておりますけれども、法人化をする、まだ片桐地区営農組合は法人化されていませんけれども、法人化をしたからといって国の補助事業に乗ることは、私は恐らく無理だというふうに思っておりますので、この面から見ていくと非常に厳しいという状況があります。

片桐地区営農組合の法人化の検討は、4月の通常総代会において設立検討委員会が設置され、この8月2日に1回目の委員会が開催をされたようであります。法人化の理由は、将来を見据え人・農地プランへの参画をすること、それと新たなインボイス制度、インボイスの証明発行対応も考慮し、機械に関わる農作業や交付金等の地域の相談口として、またよりどころとして設立するというところであります。

現在は法人化に向けての協議が始まった段階であり、村と営農センター、農協、農業農村支援センターなどで協議に参加して、設立に向けてどうなのがいいのかっていうことで、全体で支援をしております。現状であります。

農業組織の法人化について私が思っていることも一言申し上げなければならぬ

ですけれども、資本装備の上で有利になるとはいえ、法人化で作付面積を一定に確保して水稲や水田を利用した作物を組み合わせることで利益を生み出すということを現実的な目標に設定をしなかったら全く法人化の意味はないということでもありますので、言い方は悪いんですけど、片桐地区営農組合機械利用部が形を変えたのであれば農業法人とは言えません。

人手を必要とする農作業の忙しい時期に法人に所属する従業員が働きに行く形態も含めて、これからいろいろ考えていかなければいけないというふうに思っております。

そういう点で、村では農地集積を図るときに小規模な農地は受けられないっていうような弊害が出てまいりますので、こういう状況につきましては、小規模でも土地改良を行う村の単独補助事業、今は制度をよく考えて充実しておりますので、こういう補助事業も活用していただくと——小規模なところですよ、そういうことを検討していただきたいということもこの際申し上げたいと思います。

以上であります。

○2 番 (松村 利宏) 法人化のところの村長の見解はよく分かりました。

次に参ります。

片桐地区の持続可能な水田農業経営は、大規模農機具の購入のインシヤルコスト低減、メンテナンスなどランニングコスト低減、年間を通じた収支改善、面積が小さい農地の運用、構造改善による面積の大きな水田のモグラ被害対策、草刈りの効率化、経費低減、スマート農業、村内の雇用拡大について検討することが必要だと考えます。

法人化に伴う年間を通じた収支改善には、村の農業で12月から3月まで、人手が必要な果樹、花などと連携し、法人から人手を差し出すことが村内で協力すること、農産物加工施設つくっちゃオの支援が可能だと考えます。

村は、村内の農業で12月から3月までの人手が必要な果樹農家、花農家などへ法人から人手を差し出すこと、農産物加工施設つくっちゃオの支援について検討することを提案します。

今、村長が言われましたように、いわゆる法人としてちゃんと事業化、収入が水田以外で確保できないとやっぱり法人としては無理だというふうに思いますんで、この辺、まだすぐっていうわけじゃないんですけど、そういう観点でトータルとして考えていく必要があると思っておりますが、そういう観点での見解をお聞きします。

○産業振興課長 ただいまの法人化のことについてお答えをいたします。

片桐地区営農組合での議論についてであります。基本的には片桐営農組合で始まった法人設立検討委員会の協議内容につきまして注視をしていきたいというふうに考えております。

村としましては、法人設立の先進事例や補助事業等の紹介などを中心に、将来的な活動も見越しながら委員会の検討内容に提案などを行っていききたいというふうに考えております。

農業人材の確保につきましては、現在の人手不足の社会情の中で大きな課題であり、

具体的な提案としましては、農事組合法人みなかたと法人化協議中の片桐営農組合のほうに世代にこだわらないような人材センターの役割を付加し、村内の人材の需要と供給調整機能の実務化などが提案、提起ができればというふうに考えております。

なお、一般的にスマート農業の中身的には大規模化のための技術が多く、全農家の大半を占める中小農家のための選択肢は少ないという状況であります。畦畔の草刈りをはじめとした美しい村の景観づくりにも寄与している中小農業者への支援も大規模化を目指す農業者と同等として考えていきたいというふうに考えております。

なお、御質問の中にありました農産物加工施設つくっちゃオの支援につきましてですが、本年度から村の直営となったということで、スタートを改めて切った段階でありますので、こちらについての支援については段階をもって順次支援を行っていききたいというふうに考えております。

○2 番 (松村 利宏) この中で特に小規模な面積の小さな水田、農地、ここもしっかりと見ていく必要があると思いますので、今回回答いただきましたけれども、法人化を併せてしっかりやっていく必要があると思うので、その辺も改めてお願いしておきます。

次に行きます。

構造改善事業が終了してから20年が経過した水田は、モグラがあぜに穴を空け、水田の水が漏れる事案が村内の水田で多数発生しています。大規模農家、法人に集約している水田にモグラ被害が発生しており、これを一言でいうと災害と言えるのではないかとこのように思います。このため農家は重機によるあぜの転圧を行うことが必要で、経費負担が大きくなります。

村内の建設会社が保有している重機を使用してあぜの転圧を行うにより経費負担を軽減することができます。村が補助金を出して持続可能な農業経営を推進することを提案します。

村内の建設業者に聞いたところ、大体あぜを直すとしても3月とか水田を作る直前の冬の時期じゃないと草が生えてしまいできない、状態が分かんないですね。そういうことを含めて、1年で全部やるっていうことじゃなくて、数年をかけて継続的にやっていくということが必要だと思います。これは、田島地区だけじゃなくて、南向、渡場を含めて全部確認しましたが、やはり相当ひどい、もう手に負えない状況だということをお聞きしていますので、この辺も検討していただきたいと思いますが、見解をお聞きします。

○産業振興課長 村では、農地維持の永続化、耕作の効率化及び農地の集積・集約化の加速を図るため、農地等耕作条件改善事業——村単事業になりますけれども、こちらを本年から施行しております。

村内の農地において5年以上耕作を行う農業者が対象で、田畑の区画整理、暗渠排水、土壌改良などが対象事業となり、畦畔の補強も対象とさせていただきます。

対象者が直接施工する場合は、重機等借り上げ費の2分の1、業者等へ工事を請け負わせる場合は直接工事費の2分の1が補助対象となります。

なお、モグラの被害につきましては従来から課題となっており、対策としては、J

Aの栽培指針の中では代かきの際にあぜ際をトラクターのタイヤで丁寧に踏みつけることでモグラ穴を防ぐことができるとしています。同じく、緩くなった畦畔はあぜ塗り機で数年に1度あぜを作り直すことにより強固になり、対策になるというふうにされております。

モグラ被害に限らず、構造改善事業から経過年数を重ねるごとに圃場の不具合などが見えてきました。農地等耕作条件改善の活用や耕作の際の一手間で不具合の解消ができるよう啓発を行きたいというふうに考えております。

○2 番 (松村 利宏) 前向きな回答をありがとうございます。次に参ります。

水田のあぜの草刈りは集約した水田を含めると莫大な面積になり、各地区が年1回実施している水路の草刈りを3回程度実施しています。これはどういうことかという、今は1つの田んぼが非常に大きな面積になっています。そうすると、そこに水をかける水路がありますが、これはその人のものではなく、本来は地区が地区全体で草刈りをしていかなきゃいけないと、地区でもやっているわけですが、やっぱり年1回しかできないんで、やっぱり草刈りは年4回程度やらないと年間ではなかなか難しい、草がすぐに伸びてしまうという状況になります。3回程度は、借りている、もしくは集約を受けた方がやっているという状況になります。

草刈りの効率化、経費負担を低減するため、村が草刈り機を購入し、農家組合または法人で管理することを提案します。

草刈り機は別紙でちょっとつけていますが、すみません、皆さんはカラーじゃなくて白黒で、「アラフォー傾子」っていうんですかね。

通告書の後ろのところに、これは3田島地区、田島地区でデモンストレーションをやった写真を載っています。大体斜度40°まで大丈夫と書いてありますが、これで25°ぐらいですから、25°ぐらいは全然問題なく刈れます。

これはリモコンですので、1km続いていてもそのままばあっと1km行ってしまいます。そういう観点では、非常に今まで見てきた中ではいいかなと思います。

ちなみに国産です。

値段がちょっと高いんで、税込みで500万円ぐらいするんで、やはりちょっと村からのサポートというのが必要かなあというふうに思います。

ただし、これは、美里地区みたいところは斜面が45°とかありますよね、ああいうところではとても無理なんで、どうしてもある程度の30°以下のところでっていうことになりますけれども、御検討いただければというふうに思います、見解をお聞きします。

○村 長 1つ、機械器具の扱いなんですけど、価格と使用頻度で個人所有になるのか共同所有としたほうがいいのか、当然これに分けられるというふうに思います。

不特定多数の方が使用すると機械の耐久も低下し、かつ安全性にも問題が生じます。一方で、高価な機械は高度な技術を持った専用オペレーターが操作をしないと本来の性能を発揮しないばかりか機械の破損や故障につながっていくために、購入形態や

管理方法については入念な検討が必要かというふうに思います。

つまり適切な管理を組織的体制の中で行うことが重要かというふうに思いますので、法人ですとか営農組合での購入、管理、使用が理想的な形態ではないかというふうに思います。

こういったところで中山間地域直接支払事業の対象地域であればこれらの機械購入は可能であり、ぜひ考えていただきたい。

あとは村単の担い手援事業が考えられますが、いずれにしても村が購入し地域に貸し出すという考え方は今のところ持っておりません。

ちなみに、田島くらの圃場整備の勾配であれば、多分一体地区で1割勾配より緩いはずですから——1割勾配っていう言い方だと45°になるんですけど、もう少し緩いかと思います。あるいは、中に水路がある場合には当然それよりきついかもかもしれませんが、田島では、大型の耕作機械というか、100馬力を超えるような機械がありますので、そのトラクターの先に円盤のような、何ていいますか、回転するというか、そういう機械っていうか刃を取り付けて、実際に刈っていくとこれが結構効率的で早いものですから、そういうことをやはり担い手を中心にして考えていただくというほうが現実的ではないのかなというふうに思います。

それから、美里地区の場合には確かに45°の傾斜よりきついところがあります。重心が傾斜に従って、つまり固定化されていると倒れてしまいますので、重心が重力に沿って少しエンジン部分が移動する、ぶらぶらと振り子のように移動すると言ったほうがいいかもしれませんが、そういう機械が開発されて、これもデモンストレーションをやったんですけど、これでも実際に45°のところにはどうも対応できない、しかも濡れていけば滑ってしまって下の圃場に落ちてしまうという危険がありますので、特に中山間地の圃場整備をした地区については依然とした課題だなというふうに思っております。

今のところそういうお答えしかできませんので、よろしくをお願いします。

○2 番 (松村 利宏) いずれにしましても草刈り機は非常に重要だと思いますんで、情報提供をいろいろしますんで、今後村のほうでも連携を取ってやっていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長 これですら松村利宏議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

御苦労さまでした。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時00分 散会]